

建設水道常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第四分科会）

平成26年9月18日（木曜日）午前10時開会

出席委員（5名）

委員長	眞壁俊郎君	副委員長	松田寛人君
委員	佐藤一則君	委員	吉成伸一君
委員	植木弘行君		

欠席委員（1名）

委員 相馬義一君

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
都市計画課長	平石敬雄君	都市計画課	北村議徳君
補佐		都市計画係長	田中和広君
都市計画課	押久保昭君	都市計画課	
開発指導係長		主査(係長級)	
都市整備課長	松本正彦君	都市整備課長	久留生利美君
		補佐兼	
		建築係長	
都市整備課	浅賀保幸君	都市整備課	江連宣仁君
都市整備係長		住宅係長	
道路課長	邊見修君	道路課長補佐	大木基君
		兼建設係長	
道路課長	遅沢友則君	道路課長	君島幹夫君
管理係長		維持係長	
道路課長	渡邊晶子君	道路課長	金子嘉君
用地係長		河川係長	
建築指導課長	中村誠君	建築指導課長	鈴木幸浩君
		補佐兼	
		審査係長	
建築指導課	亀田康博君		
指導係長			

出席議会事務局職員

書記 人見栄作君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長あいさつ

〔都市計画課〕

- ・議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

決算審査

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔都市整備課〕

予算審査

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔道路課〕

予算審査

- ・議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔建築指導課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

眞壁委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例会の常任委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

相馬委員のほうから欠席する届け出が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

けさは非常に肌寒さを感じまして、本当に秋を迎えたな、そういう季節になってきました。季節の変わり目ですので、ぜひ皆様にはご健康に十分留意なされて、ますます活躍していただきたいと、このように思います。

さて、本定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例廃止案件の1件、その他の案件1件の計2件でございます。なお、補正予算案件4件及び決算認定案件の4件につきましては、関係所管課のところで随時予算審査特別委員会（第四分科会）及び決算審査特別委員会（第四分科会）へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

それでは、ただいまから、建設水道常任委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいります。

都市計画課の審査

眞壁委員長 初めに、若目田建設部長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

若目田建設部長 （挨拶。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、都市計画課の審査に入ります。

議案第65号の上程、説明、質

疑、討論、採決

眞壁委員長 議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

君島都市計画課長 （議案第65号について説明。）

眞壁委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土

地区画整理事業施行に関する条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

眞壁委員長 これより決算審査特別委員会（第四分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長、お願いします。

君島都市計画課長 （認定第1号について説明。）

眞壁委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 資料のほう、今説明いただいた資料の205ページですね。8款土木費1項1目土木総務費の中の80事業ということで、被災住宅再建等利子補給金に16件で72万9,409円ということなんです。この被災住宅というのは何の被災で、また、どういう形の方に補給されているのか伺いたいと思います。

眞壁委員長 君島課長。

君島都市計画課長 こちらにつきましては、平成23年3月11日の東日本大震災の際に被災を受けました住宅に対しましての改修ですとかに当たりまして、その際に必要となる資金の利子を市のほうが補給するものでございます。建築につきまして

は、全壊あるいは半壊等を含めまして、平成23年から25年度までに合計で16件の申請者がございまして、その方々への利子の補給になりますが、一応最高限度といたしましては、補助の対象の借入れ限度額ですか、これは500万円ということになっておりまして、利子の補給の限度につきましては2.75%になってございます。2.75%以内になっております。一応これにつきましては県のほうの補助もございまして、県のほうはその0.5%相当額の以内ということになっておりまして、県のほうと市のほうであわせて補助をするということでございます。

以上でございます。

佐藤委員 わかりました。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 今の佐藤委員のほうからの質問なんです。東日本大震災3.11から23、24、25で16件というお話だったんですが、そうすると去年の市政報告書なんかでは15件分というふうに記載されているんですね。ですから、毎年その15、16という、そういう件数なのかなと思ったんですが、今の説明でいくとちょっとよくその辺がわからないんですけれども、再度お願いします。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 16件の内訳ですけれども、23年度に1人。

吉成委員 そういう意味なんですか。

君島都市計画課長 はい、すみません。24年度に14人。ここまでで15人いたと。25年度に新たに1人申請がありましたので、16人ということでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ということは返済に対してになるんで、年度をまたぐという理解でいいということですか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 そのとおりでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、わかりました。

それでは、歳入の32ページですが、先ほど説明いただいた2項1目の不動産売り払いの収入に関して、新町に分譲地で3区画、それから土地区画整理、これは北ですかね。西なのかちょっとわからないんですが、新町のほうの3区画ということは新町ですから六差路のところだと思うんですけども、そうすると、現状をあとどのくらい残っているのか。それから、坪単価は今回どのくらいで販売をしているのか。同じく土地区画整理事業の保留地に関してもちょっと詳細な説明いただければと思います。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 まず、各分譲地ごとの区画数でございますが、新町につきましては全部で17区画ほど販売をしております、昨年は3区画ほど売れました。全体の販売数ですが、7区画売れまして、残りが10区画になります。

それから、区画整理のほうですが、区画整理のほうにつきましては、昨年は西地区のほうは売れてないんですね。北地区が2区画ほど売れておまして、ちなみに北地区のほうは全部で50区画です。それで、販売が35区画ほどになりました。ですので、残が15区画。それで、ちなみに西地区につきましては全部で112区画ほどありまして、今までに売れているのが109区画になります。ですので、残は3区画ということで、西、北合わせまして、昨年度末ですと18区画ほど販売されていない、売れてないのがあるということでございます。

あと参考までにですけども、関谷地区にも販売している土地がありますが、全部で57区画ほどございまして、販売済みが38区画、残区画が19区

画となります。

それから、あとは単価でございますが、まず新町ですけども、面積で言いますと約280㎡程度から320㎡ぐらいの区画になっておりますが、金額で言いますと約600万から680万ぐらいということですので。

若目田建設部長 新町、ちょっと私も今計算しました。昨年売れた区画でいきますと、大体新町につきましては平米で2万800円、2万2,000円ということで、2万円、これ坪にしますと大体6万8,000円ぐらいですかね。ということで、これは単価の見直しをやっておりまして、それで、26年度につきましては、今年度は直さなかったんですが、同じだということ。かなり以前から比べると安くなりまして、周りの民間で販売している価格とほぼ同じぐらいになったというふうな状況でございます。前から比べたら、分譲開始のころから比べたら大体半分ぐらいになりましたかね。ということで去年は3区画ほど売れたと。ちなみにことしも申し込みがありました。

眞壁委員長 あとは区画整理のほうは。

君島都市計画課長 区画整理のほうにつきましては、ちょっと差がありまして、約7万9,000円……

吉成委員 平米。

君島都市計画課長 すみません、坪ですね。北地区の2区画、坪単価ですみません、12万1,000円、売れた区画ですね。12万1,000円ということでございます。平米ですと3万6,600円ということです。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 新町のほうは結局価格の見直しをしたということが売れる要素になったということだとは思いますが、その見直しはどういった形でやられたんですか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 これにつきましては一応不動産鑑定士さんのほうに近隣近傍の売買事例等によりまして、単価の評価をいただきまして、それから単価を設定いたしまして、決めた値段が今年の値段ということであります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 あと区画整理事業地内での今回区画整理地内で2区画が販売されたということですが、買う目的は当然宅地を建てるというのが大前提になって購入されているという理解でいいんですか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 まさしくそのとおりであります。ただ、実際に実情は一応何年以内というのを今要綱のほうを変えまして、一応そういったものがなくなっておりますので、一応基本的には住宅用ということであっておりますが、なかなか住宅に実際にならなくて、年数がたつうちに状況が変わって、違うものになるということは実際にはないとは言えないと思いますが、一応基本的には住宅用地として買い求めていただいております。去年までの要綱では一応10年以内と。

吉成委員 10年以内に家を建てましょうと。

君島都市計画課長 はい。ということにしております。

吉成委員 それが今はないということですか。

君島都市計画課長 はい。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 その少しでも規制をやわらげるというか、それによって販売が促進すればという意味合いが当然あるんだろうとは、その部分は理解するんですけども、去年の際にもちょっと指摘をさせていただきましてけれども、西の区画整理事業地内に太陽光発電のソーラーパネルが一面にできてしまったと。あれも所有者の当然それは用途

としての考え方ですから、使い方ですから、それを規制するということは当然不可能だとは思いますが、特に区画整理地内というのは当然それだけの投資をして整備された土地ですので、そういった観点ではやっぱり購入する際に何らかの市としてのメッセージを伝えるということは不可能なんじゃないかな。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 一応うちのほうといたしましては、目的が住宅用地ということであっておりますので、それにつきましてはぜひ住宅用地ということをお願いをするというようなことであっておりますが、なかなか時間がたったり、実は那須塩原駅前の太陽光発電につきましては、ちょっと聞こえてきている話ですと、実際にこっちへ来て住もうと思っていたということで購入をいただいているようですが、その2011年の3.11のあれがありまして、その後放射能とか、そういった関係で、どうしてもこっちへはちょっとその段階で住みたくないというような話があって、その太陽光にしたというような話もちょっと聞こえてきておりますので、できるだけそういったものがなければ、市のほうとしてはなるだけ住宅用にさせていただけるようなお願いを窓口等でもして、そういったものに沿って建てていただけるようになるべくお願いをしていきたいというふうには考えております。吉成委員 その点、じゃ理解しました。

それでは、222、それから223ですが、この中で委託料がそれぞれあるんですけども、都市計画事務推進費10事業の中で委託料ということ言うと、新町であったり、先ほど追加で説明をいただいた関谷の分譲地内のそれぞれ草刈り、それからあわせて処分という。それから、区画整理費のほうで言えば、西区画整理、それから北区画整理、それぞれやはり保留地の草刈りということで、毎

年予算というか、決算時に当然予算もついて決算時にこのような事業として報告はされているんですけども、その都度多少ずつ費用が変わってきているんですね。その辺のちょっと説明をいただければと思います。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 これにつきましては、基本的には毎回シルバー人材センターのほうに業務委託といたしまして草刈りをお願いしております。これにつきましては、面積によりまして、向こうの見積もりで何人工必要ですよというようなことでお願いをしているわけですが、実際には売れたりしますと面積も減ってきますので、そういったところで金額が減ったりしているというところがあるかと思えます。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 区画面積が減れば、それだけ安くなるということもあるんですが、そのほかにあとは草刈りの回数等もありまして、回数とか処分、草を処分するかしらないかということで、放射能がやっぱりかかたりすると、処分もなかなか難しかったということもあるので、その辺で2回刈るか3回刈るかという過程、そういった調整の中で年度によって若干金額が違うのかなと。シルバー人材センターの人工というのは大体手間というのはそんなに変わらないですから、そういったことで比べると、そういう点で変わってくるのかなというふうに思います。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。ただ、気になるのは当然区画が売れば、例えば今回でも北の区画は2区画売れたわけですけども、今の説明で理解はしますけれども、逆に去年よりことしのほうが、今回の決算のほうかふえているわけですね、北で

言えば。というのは、それは今部長の説明で言うところの回数がその分ふえたという理解でいいわけですか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 すみません、先ほど部長が説明したとおりですが、実は草をそのときは一応処分しないで、そのまま置きっぱなしにしたものを今度は集めて、処分をして、清掃センターのほうに入れてもらったりということで、その費用が若干かかっているかということがあります。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

副委員長。

松田副委員長 草刈りの話が出たんで、直営でやっている草刈りというのはどのぐらいやっているんですか。シルバー人材に頼むのは、それは決まっていますけれども、直営でやっているというのは相当やっているんですか。どのぐらい。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 直営は都市整備課のほうが持っております。都市整備課が所管している土地ですね。空き地になっているところが幾つかあるのと、道路課のほうで所管している道路沿いのとか、そういったところを直接職員が出て直営でやっているんですけれども、頻度的には道路課のほうは現業の職員がおりますので、一応砂利敷きですとか、道路の穴埋めとか等の合間で草刈りの依頼のあったところへ行ってやっておりますので、連絡をいただいたり、要請をいただければ、それなりにできるかとは思いますが、ちょっと頻度的には少ないかもしれませんが、言われたところについてはなるだけ行って対応したいということでやっております。

松田副委員長 わかりました。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません、先ほどちょっと聞くのを忘れてしまって、もう終わっているから構わないんですけれども、22ページの説明いただいた中で、委託料の将来の結局都市計画道路の交通事業予測業務ということで170万からの予算執行がされたわけなんですけれども、結果としては、これはどうい

うふうなデータが出たんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

君島都市計画課長 これにつきましては、それまでに都市計画道路をある区間ごとに切ったりしまして、その現状と将来において変更、見直しをかけたしまして、結果的には5路線が変更や廃止という形になりました。そのうち4路線が県決定の路線でありまして、残り1路線が市決定ということでございます。ですので、直接市が変更をかけられるのは1路線ということでありまして、その1路線はどこかといいますと、3・3・4号、本郷通りという、すみません、3・4・1ですね。3・4・1本郷通りで、国道4号の黒磯バイパスがあるかと思いますが、そのバイパスから東側に尻尾みたいに出ていた部分がございます、そちらのほうの廃止ということ。

吉成委員 水処理センターのほうに向かって行く道路。道路はわかったんですけども。

〔「渡って途中まで」と言う人あり〕

吉成委員 この部分。4号線までということの見直しになったということ。

君島都市計画課長 4号線までにつきましてはもう既にでき上がりがして、供用開始もしておりますので、その東側の部分につきましては、以前旧黒磯市で昭和30年代ごろの計画のようですが、そこに大規模な公園をつくりたいというような計画がありまして、そこまで都市計画道路を延ばすというようなことになっていたようですが、その計画が今既にありませんので、そちらについては廃止ということとなっております。

吉成委員 はい、わかりました。

眞壁委員長 よろしいですか。

部長。

若目田建設部長 ちょっとこれ交通需要予測とわかりにくいと思うんですが、要するに今度見直し

をして、こういうふうな形にした場合に、現在の道路で耐えられるかどうかというふうな予測をするわけですね。チェックをして現在の交通量、基準になる年の交通量から推定して、何台ぐらいになるだろうということになれば、この道路の計画で耐えられるというような形のチェックをするために需要予測というものをやりまして、判定をします。廃止なりしても問題ないという結論に導くためのチェックをするものでございます。

以上です。

吉成委員 ちなみにこういったところが請け負うんですか。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 市内のコンサルではちょっとなかなかそういうのは難しいというのがございまして、これにつきましては県内のコンサルタントということで、県内ですね。富貴沢さんをお願い。指名競争入札をやりまして、富貴沢さんが落札した。

吉成委員 富貴沢何と言うんですか。

君島都市計画課長 富貴沢建設コンサルタンツという会社になります。

吉成委員 宇都宮ですね。

君島都市計画課長 そうです。

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

眞壁委員長 その他ございませんか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 その他がないようですので、都市計画課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

眞壁委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課の審査

眞壁委員長 それでは、都市整備課の審査に入ります。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 今回、都市整備課関係の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

松本課長。

松本都市整備課長（議案第50号について説明。）

眞壁委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、せっかくですから。説明はいただいているんですけども、改めて物件移転補償であったり、工事に伴う補償費であったり、それらの内訳をお願いします。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 物件移転補償費におきましては、今回2件の移転補償がありまして、1件の方は建物の補償費に2,800万円、工作物等に対して70万、また動産の移転とか住居補償とかそういう

のを合わせて160万で、1件の方は合計いたしますと3,280万の物件補償となっております。

もうお一人の方は、工作物の補償費といたしまして600万、また移転雑費等、植木等、立木等補償を合わせますと200万、トータルで800万の移転補償費となっております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これはたしか店舗と民家ということの理解でよかったんですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 はい、そのとおりでございます。

眞壁委員長 じゃ、私のほうからちょっと1点お願いします。

質疑のほうでもちょっとあったんですが、残り5カ所の中で法人の部分があるということが大変難しいというようなお話だったかなと思うんですが、そのあたりどんな理由でこの法人のほうは難しいのかな。理由。

松田副委員長 課長。

松本都市整備課長 今言われた法人の方という中でも、その方が言われるのは、建物が建った状態、以前建物が建っていたところが現在駐車場になっているところでありまして、その中で向こうの条件といたしましては、建物があつた状態での補償を考えてもらわないとという話をされてきて、ちょっとそれは無理な話なんで、ちょっと応じられないというのが1つありまして、もう一つは、法人じゃなくてマンションがありまして、マンションの場合、所有権もありまして、33名ほどの権利の方がおられてというのがもう1件難しい部分となっております。

以上です。

松田副委員長 部長。

若目田建設部長 私のほうから補足説明。前に別

な委員会では話したかもしれませんが、今建物の補償に問題があつたということで、ちょうど角ですね、県道西那須野下石上線と、今やっている疏水通り線の角に、あそこにグンジビルという建物がございました。それをグンジさんが別の方に今問題になっている法人の方に売られたんだと思うんです。取り壊して駐車場にするとき、都市計画道路の網がかぶっているんで、いずれやるんだらうから補償をしてくれということで、聞いている範囲内では多分1,000万ぐらい出してくれというふうな話を聞いております。そういった中で、市のほうにお願いといたしますか、そういったしてくれというふうな要望があつたんですけども、市のほうではまだその事業に着手していません、今ではできないということなので、今はお断りしたというふうな、今の時点ではできないと。事業に入ればそういった補償もできるんだと思いますけれども、できないということだったんで、自分で取り壊したと。市のほうからは補償をもらえなかったということで、それがおもしろくないということで、市に対してはもう協力をしないよというふうな形で、もう何年も何回も、そうやって何とかお願いしたいというふうなことで、今矢板の不動産屋さんですけれども、そこに通いましたが、理解が得られてないということで、あとマンションにつきましては、先ほど言いましたように、33名の共有の中で、その今お話しした法人が下のテナント部分とか、あとは5区画ぐらい持っているのかな。33名のうちの5人分といたしますが、占めているので、その分で境界の立ち会いもしていただけないということで、その法人の分と、あと隣の隣接している地権者については境界の確定ができないので、買収できないというような状況となっております。

今回補償できた箇所につきましては、市で境界

を立ち会って確定したんじゃないで、自分で測量費用を出して、その法人の人に話をして、民ですから、だめだというわけには多分いかなかったんで、その法人の人が立ち会いをして、確定して、それで買収ができたというふうな状況になっているものでございます。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第四分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

松本課長。

松本都市整備課長（認定第1号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 歳入のほうなんですけれども、市営住宅の家賃の収納率ということで、12ページですね。それで、収納率が98.01%ということですが、収納できなかった場合はどのような対策になるんですか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちらまず1カ月おくれた方に関しましては通告書というのを送りまして、また2カ月おくれた方には催告書という形、3カ月になった方に関しましては、今度は連帯保証人に対しても納入指導というのを行っておりまして、その中でそれでも対応できない方に関して滞納訴訟要綱というのがありまして、6カ月、15万というのが対象の一つの基準となっておりますが、そういった方は訴訟という形で対応しております。

説明は以上です。よろしいでしょうか。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 6カ月過ぎた場合の対策というのは、訴訟後の対応で今まではどんな事例があったかお聞きしたいんですけれども。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 今までの事例でいきますと、訴訟の結果、当然家賃を払えないと退去せよという判決が出ますので、その中で入居者がその滞納分を全額払えばそのまま入居というのは認めている場合もあるんですけれども、ほとんどの方が払えないので、退去していただいているというのが

現状であります。

佐藤委員 わかりました。

眞壁委員長 ほかございますか。

副委員長。

松田副委員長 予算執行報告書225ページ、黒磯駅前広場整備事業の50事業ですけれども、黒磯駅前広場整備事業50事業の旅費の普通旅費という21万7,440円というのはどんな内訳でしょうか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちらにおきましては、この都市再生整備計画策定の中で国土交通省関東地方整備局との打ち合わせ、また、本庁、国交省のほうにも行きましたその旅費。また、これに関しましてJR東日本さんとも協議が必要なので、そういった旅費もあります。もう一つは、用地交渉で、ご存知かと思いますが、チサンホテルの関係での用地交渉でも行っております。それに要した費用となっております。

以上です。

眞壁委員長 副委員長。

松田副委員長 前も話は聞いたと思うんですけれども、委託料に関して、黒磯駅前周辺地区の整備の計画検討の調査業務ですけれども、これからの工事に関しての調査業務ということでよろしいんですよね。まずそれが1点。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちらは黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業という計画を本年の3月の議会でご承認いただいたところなんですけれども、その計画書策定にかかわる調査となっております。当然ながらこの事業は工事にこれから駅前広場整備とか、先ほど言いました駅前図書館とか、交流センター等につながるものとはなっておりますが、今回の調査業務は黒磯駅周辺地区都市再生整備計画を策定するための検討調査業務委託となっております。

ります。

松田副委員長 わかりました。いいです。

眞壁委員長 ほか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、156ページの赤田工業団地内のグラウンドでの土壌の保管場所からガスが出たので、ガスが出るであろうということでガス管を設置したんでしょうか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 すみません、先ほどちょっと説明不足で申しわけありません。こちらに関しましては、24年度にここの除染工事を行いました。当然除染工事とは表土除去になっている。それをグラウンドの一部分に埋設、防水シートで囲って埋設していたところではあるんですけれども、その埋設した土壌から発生したガスで、去年6月ですか、その部分から水が出ていたものですから、これが何だろうという中で調査しましたら、ガスが膨張しまして、その覆っている防水シートを破ってしまったというのが判明しまして、そこにガス抜き管というのを設置しましたところであります。これに関しまして、別な除染工事の中でハロープラザでは刈った芝を埋めてますんで、同じような形で最初からガス抜き管を設置しているんですけれども、今回基本的にはグラウンドの表土だけだったんですけれども、一部やはりのり面の草等がそこに入ってしまったのでガス発生ということとなっております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 発見は誰がされたんですか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 地元の管理している自治会の方です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 実際にそうすると、これはガスという

のはメタンガス等になるということなんじゃないか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 おっしゃるとおり、メタンガスということで聞いております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、特別もちろんその被害等はなく、事前にこういった措置をしたことによって解決をしているという理解でよろしいわけですか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 はい、そのとおりです。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これは課長というよりも部長になるのかもしれないけれども、今回そういった除染の中で同じような事例が発生し得るような除染場所というのは、こういうことを契機に検討されたというか、調査をされたのでしょうか。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 今回、これからやる箇所につきましては、帰属公園等があると思うんですが、その所管につきましては、ここの報告書に上がっている箇所につきましては、ちょっと都市整備課が所管じゃないんですが、今につきましては都市整備課ではなくて、放射能対策課のほうの所管でまとめて発注しておりますので、当然そういったうちのほうとの協議もやっていますので、そういった経験を生かしてやっているものというふうに考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、その点了解しました。

じゃ、次に、203ページの建築事務推進費30事業の中で、今回で言うと委託料のこの本庁舎であったり、他と書いてあるから、本庁舎だけではないんでしょうけれども、外壁の診断に関して業務委託をされたということで、240万ほど執行され

たんですけれども、その結果についてお聞かせください。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 本庁舎ほかの、本庁舎及び東庁舎もやりまして、もう一つ西那須野の地区にあります健康長寿センター、この3棟やりました。その結果におきましては、東庁舎におきまして一部浮きのタイル、今回の外壁調査につきましては、タイル張りをしている外壁におきましてやったところであります。東庁舎におきまして、一部浮きのちょっと大きいところがありまして、判定いたしましたしましては、まだすぐに危険というわけではなくて、計画的修繕を要するというようになっております。また、本庁舎及び健康長寿センターにおきましては、現在のところ様子を見て修繕ということで、一部劣化はありますけれども、様子を見て修繕という形の診断結果になっております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これらに対してどういったところが請け負ったのでしょうか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちらの受託会社は市内の建築設計事務所になっております。

こちらの診断におきましては、建築基準法、やはり同じく12条に基づくまた建設省告示に基づく耐震診断になりますので、設計事務所ということで指名競争入札で落札しております。

吉成委員 はい、了解しました。

230ページ、最後になりますね。ここは住宅管理費ですけれども、この中で使用料及び賃借料、市営住宅敷地ということで稲村と島方ということで950万から毎回当然執行されているんですね。私地元なので、常に気にはなっているんですが、島方団地、我々の表現で言うと道上という表現しますが、あの部分はもう大分以前全て解体をして

整地をされて、その後、3・3・2号線の道路整備に伴うたしか残土だったと思うんですが、それが現在もあそこに野積み状態にされていて、たまに草刈り等はされているとは思いますが、その賃借料と、それから稲村の賃借料、これはそれぞれどのぐらいになっているのか。あと契約としては今後どのぐらい残っているのか。また、あのままなのか検討は加えた経緯はあるのかをお聞かせください。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 ちょっとお待ちください。

吉成委員 いいですよ。大丈夫です。時間はたっぷりありますから。

松本都市整備課長 賃借料といたしましては、島方団地におきましての年額賃借料は450万6,684円、また、稲村団地におきましては499万6,440円となっております。島方団地の契約期間は平成34年9月30日まで、また、稲村団地におきましては平成31年3月31日までとなっております。島方団地におきますあの用地におきましては、長寿命化計画に基づきまして、島方団地の用途廃止ということが決定させていただいておりますので、この賃借期間が過ぎれば地権者にお返しするというこの方針になっておりますので、今のところというか、形のままということになります。ですから、返すまでは、委員おっしゃられました道上也に草刈りという管理という形になってしまうのかなと思います。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、あのままの状態これから34年までは続くということなわけですね。その前にきれいに整地をすれば、そういうことはないわけですね。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 保安上、安全上、ちょっと支障を来すようになったときには考えなければいけないと思うんですけども、今のところ、そういった認識はないので今のままということになってしまうかなと思っております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 今は年に2回の市民一斉美化運動等もありますから、結構ごみ拾い等は一般にやられているので、そんなにごみが廃棄されている、不法投棄されているという経緯はないかもしれませんが、やっぱりたまには見受けられるんですね。どうにもあの状態がどうなのかなという気がしたものですから、それらについては内容としてはわかりました。

じゃ、これ実際にまだ先の話と言え先の話になりますが、地権者との合意はどの辺で得ようとしているのでしょうか。もう契約切れたから終わると相手は納得するかどうかというのはまた別物だと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちら島方団地におきましては、以前用途廃止の中で、一度期間前にお返しするというお話をさせていただいたところなんですけれども、地権者のほうから契約期間は、契約なんだから借りていただきたいというご返事をいただきまして、このときの経緯を見ますと、契約期間を過ぎれば、もうお返しするというこのお話はしておりますので、そういった認識は地権者のほうはあるかと思えます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 それはいつごろの話になりますか。最近ちっと話に出たものですから。

じゃ、いいです。

松本都市整備課長 22年度に話をしているという

ことで。

吉成委員 じゃ、その点了解です。

すみません、ページ戻ってしまいますけれども、225の排水通りの整備事業20事業についてちょっとお聞きしたいんですが、工事請負費の中の電線共同溝の整備工事ということで、今回の決算額が2,880万、それから、繰り越し分のありましたよね。繰り越し分はないんですか。

吉成委員 それはないんですね。実際にこの共同溝の整備事業としては、当然今年度の当初予算でも組まれていたわけですよ。現状から言うとのぐらい工事自体はこの25年度決算で、進捗率で表現すると、どのぐらいの工事が行われているのか、最終的には1億6,000万弱ぐらいのたしか予算総額になるんですかね。それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。いつ契約をされるのか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 市道排水通り線整備事業におきましては、今まで平成22年から平成25年度で5億4,994万6,268円の決算になっております。と25年度繰り越し分が3,400万。今年度当初予算で2億300万、先ほど説明しました。また、9月補正で4,473万5,000円、これは工事請負費じゃなくて、ちょっと用地費とかそういうのも入れた金額になってしまうんです。で、26年度合計が2億4,773万5,000円。全体事業費が8億3,168万1,000円ほどになりますんで、25年度分までいくと……

吉成委員 電線の共同溝だけで結構です。

松本都市整備課長 ごめんなさい、じゃ、電線共同溝でいきますと、25年度に駅に向かって支所側の工事が終わりました。今年度逆に停車場線側、黒磯側の電線共同溝を入れる予定になっておりますので、電線共同溝だけで言いますと半分終わったということになります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、今年度の工事が終了した時点であそこはきれいに地中化されていくということによろしいんですか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 電線共同溝工事が終わった後に全面的な道路改良工事といしまして、歩道、車道を整備しますので、それも含めましてきれいになるということになります。

吉成委員 了解しました。

若目田建設部長 磯飛議員の質問の中でお話したかと思うんですが、電線共同溝につきましては25年度片側をやって、今年度は水路側のほうをやっているということで、両側やるわけなんです、それが終わらないと道路工事のほうはなかなか手をつけられないという状況がございますので、道路改良工事につきましては今の予定ですと12月のころの発注ということを見込んでおりまして、そういった中で工事期間的に今年度内にきれいになるのは難しいなということで、恐らく明許繰り越しになるのではないかなというふうに考えてございます。そうしますと、大体27年の8月の完了かなというふうに考えます。それで、一部地権者の了解が得られない部分がございますが、そこにつきましては歩道が完全な形で整備できませんので、境界ブロックを入れないでライン処理をして、ポストコーンを立てて、支障にならないようなところについてはポストコーンを立てて、歩道の幅を確保するというようなことで考えております。車道につきましては問題ございません。

吉成委員 了解しました。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

じゃ、私のほうからちょっと1点よろしくお願います。

公営住宅の関係になるんですが、12ページ、ちょっと全体的な話なんですが、公営住宅の管理戸数842という形になっているんですけども、この辺が住宅の全体なのか、それとも支払いというか入居者だけの戸数なのか、まずそこが1点お聞きしたいんですけども。

松本都市整備課長 こちら842戸という数字におきましては、今空き家になっている、また募集をかけていない解体予定の建物も含めて842戸となっております。

眞壁委員長 全体で842。

松本都市整備課長 はい、管理戸数という形となっております。

眞壁委員長 その中で今入居率というのはどのくらいになっていますか。

松田副委員長 松本課長。

松本都市整備課長 管理戸数842に対して、9月1日現在647戸の入居戸数となっておりますので、入居率は76.8%となっております。ただ、先ほども言いましたように、募集をかけてない管理戸数というのが含まれておりますので、募集対象のみでいきますと639戸の戸数に対して入居戸数551戸ということで86.2%ということになっております。

以上です。

眞壁委員長 今の率というのが出ていますが、市としてはそれでいいのかという、どのくらいの目標とかそういうのがもしあれば、ないと思うんですけども、どんな考えか。

松田副委員長 松本課長。

松本都市整備課長 入居率に対してのということのご質問かと思っておりますので、確かに入居率、募集対象のは86.2%というのがありまして、市営住宅はやはり入るには制限、条件等があります。その中でやはり募集、古い鍋掛とかそういう団地に関して、やはり募集をかけても応募がない。若松団

地もそうなんですけれども、というところがありまして、その中でこれから条件等の中で緩和できるものはちょっと緩和していこうというのが1つ考えております。もう一つは去年から始めたんですけども、公表して募集しなければいけないんですけども、毎月募集という形も去年から始めさせていただいております、少しでもやはり入居率を上げたいというところは思っております。ただ、条件を満たした方というのは、やはりありますので、その辺でのやはり、最近古い建物になかなか応募がないというのが現状で、稲村団地、新しいところに関しましてはほぼ100%に近い形になるんですけども、やはり古いところに関して入居率が悪いというのが現状であります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません。230ページの先ほどの説明いただいたところで償還金利子及び割引料ということで、今回問題になって、償還金として過納金分の返還をやったわけですけども、それが5,200万からになっています。これはもちろん説明は以前受けていますので、内容としてはわかっているんですけども、実際に返すんだから、普通単純に考えるとトラブルとか苦情とかというのはないような気がするんですが、何かこれらについて、何でそんな今取ってしまったのみたいな、そういった苦情的なものというのはどうだったんでしょう。なかったんですか。すんなりといったんでしょうか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 ほとんどなかったんですけども、1つだけやはり10年にさかのぼっているということで、平成15年度の分からのを還付するという中で、それ以前の家賃に関しては返さないという中で、お一人の方かな、その分もというような形で言ってくられた方はありました。お一人だ

けだったと思いますけれども。それ以外は特に大きな苦情等は、ほかそういった質問というか意見等はなかったなど。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これは当然対象者全員に対して個別で説明をして返していったということなわけですね。

松田副委員長 松本課長。

松本都市整備課長 各地区、黒磯地区も、大きなところは団地ごとに説明会を開きました。そういう中でご説明申し上げて、還付していったということになります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 間違いなく漏れはないということでもよろしいんですね。

松田副委員長 松本課長。

松本都市整備課長 退去者も対象者でありまして、そういった方にはお手紙という形のもので、それを読んでいただけたらかと思っておりますんで、入居者に関しましては説明会を開きましたので、ただ、100%出席していただけたかという、やはりそれほどではなかったというのが現状であります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 説明会やって100%ではなかったというのは、ひょっとすると還付を受けてない方もいるということになるんですか。その説明会に出る、出ない関係なく、当然お返ししなくてはいけないものは返したというふうに私は理解しているんですが、今の説明だとちょっと不安になったんですが、いかがでしょうか。

松田副委員長 松本課長。

松本都市整備課長 ちょっと説明不足で申しわけありません。全戸対象者全てに通知しております。その中でやはり説明も必要だと思って説明会を開いておりますので、対象者、入居者、退去者含め

て全ての方に通知を出しておりますので。ただ、そのご質問あった全て還付したかということ、まだ残っております、還付対象者。というのは、請求が来てないという中で。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、それらに対して実際にはあとどのくらいの方が残っていらっしゃるのかというのと、今後どう還付にこぎつけていくのかというのはどう考えていらっしゃるか。

松田副委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちら今9月18日現在ですと31世帯、31の方が残っております。金額といたしましては今現在126万ほど。こちら退去者の中で亡くなっている方もおりますんで、相続が生じる方も多数おります。そちらの調べももうついております、相続者に対しての通知も行っております。その中でやはり金額がわずかな方もおられまして、なかなか請求を上げてこないというのが現状でありまして、再度通知を出すということで手続しております。

今後ですけれども、さっきも言いましたように、利子がかさんでいきますので、どんどん請求が来ないと、そのまま利子がかさんでいきますので、その利子がかさまない方法での検討もしております、例えばですけれども、法務局に供託するという形であれば、その利子がとまりますので、そういった形の今検討をしているところであります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 とにかく全対象者に還付をするというスタンスは変わってないわけだと思うんですね。後でトラブルというか、やっぱり禍根を残さないためにも、最大限の努力はしてほしいなど。

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

眞壁委員長 ほかにございますか。

佐藤委員。

佐藤委員 歳出で230ページの賠償金についてなんですけれども、台風26号の強風被害における損害賠償金4件ということで、どのような被害に対して賠償したのかなんですけれども。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 こちらにおきましては、さきの3月専決処分で報告させていただいたところでなんですけれども、島方団地におきまして、島方団地内の立木が倒木いたしましたして、隣接の会社の駐車場にとめてありました車4台に対して、その倒れました木が車を傷つけたということでの損害賠償となっております。修繕費を入れず損害賠償となっております。

以上です。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 それにつきまして、修理した全額補償ということではよろしいんですか。

眞壁委員長 松本課長。

松本都市整備課長 見積もりをいただいた中で、こちら車、保険屋さんの査定の指導を受けながら、全てというわけではないんですけれども、査定、保険、補償の範囲内ということでやっておりますので、例えばお一人の方は見積もり84万1,000何がしと来たところなんですけれども、うちのほうの査定では27万とか、そういう形での損害賠償となっております。

佐藤委員 わかりました。

眞壁委員長 よろしいですか。

佐藤委員 はい。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 次に、その他に入ります。

その他で、執行部のほうございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 委員さんのほう。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 よろしいですか。

その他ないようですので、都市整備課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで、お昼休みにしたいと思いますので、1時開始ということで。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課の審査

眞壁委員長 道路課の審査に入ります。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 今回、道路課関係の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

邊見道路課長（議案第50号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 それでは、2項1目新規ということで期成同盟会が新たに1つできるということですが、すみません、この国道461号線というのはどの区間を言うんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 具体的に那珂川町から日光市までということで、国道の那珂川町から大田原を抜けて那須塩原市を通って矢板、塩谷を通る路線になるかと。ちょうど大田原市でいきますと野崎街道

がありますね、あの続きということで、起点は茨城県の常陸大宮市で、終点が日光市ということになっております。本市の区間としては那珂川町から日光市まで、全体通してまして約73kmほどの延長があるかと思っております。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 具体的なこれから第1回目の会合が10月に持たれるんだと思うんですけども、要望内容としては拡幅整備工事ということで要望活動をしていくということですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 それぞれ市町村ごとに事業内容が変わってくるかと思えます。詳細のほうはちょっとわかりませんが、本市といたしましては当初の段階では、たて道と461号線との交差点がございますけれども、これにつきまして右折レーンができておりませんので、この点の交差点の改良が本市としては必要かなと思っております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解です。

じゃ、次に、やはり新規でゾーン30の件でお伺いをしたいと思います。このゾーン30に関してはただいま課長のほうから説明いただいて、既に指定はされていて、36haぐらいの面積に全体としてはなるんですかね、たしかね。この地域に関して、説明でいくと標示として路面標示が24カ所ですか。これは路面標示するというので1,280万かかってしまうということなわけですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 路面標示だけですと約400万円ぐらいになります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると舗装の修繕のほうが800万からかかると。合わせてこの1,280万ということ

になるということによろしいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 そのとおりでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 あと、これに関しては実際にゾーン30の指定をするまでに地域に当然説明等を行って、こういう運びになったんだと思うんですね。それに関してはもう完全に地域住民の多くの方々は賛同されているということによろしいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 ゾーン30の指定をいたしましたのは、警察のほうで、公安委員会のほうで指定等しております。この間自治会の中でもそのようなことでの要望があって、警察のほうでも指定したのではないかなというふうなことでは考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 あの地域がやっぱり対象になったというこの経緯というのは聞いていらっしゃる。要望があったというのはわかりましたけれども。

邊見道路課長 詳細な経緯は、ちょっと私は承知してございません。

若目田建設部長 三島地区につきましては国道400号の関係で、今度旧市街地のほうから、旧市街地といいますか、塩原街道ですね。あそこのオオタニベニマルのほうに400号が変わって、かなり交通量がふえたという中で、右折レーンがないというのがございまして、400号につきましてはまだ拡幅がされていないということで、渋滞をするんで、西三島地区のこういった狭い路地を通過する車がふえたというような話が三島の自治会長のほうからございました。そういった中で、何かそういった対策をという中の一環で地元から要望があって、地元から要望がないと警察のほうはそういう規制をかけませんので、地元の了解のもと

にそういったゾーン30の設定をしたのではないかなというふうに考えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、わかりました。これは3月議会でも、人見菊一議員がゾーン30で規制の質問を行っていますので、流れ等々はわかっていたんですが、今回そういった形で導入をされることによって、今後もそういう要望があれば、市のほうが直接ということでは当然ないわけでしょうから、公安委員会のほうがそれをどう受けとめるかというのが一番の問題ではあるんでしょうけれども、ただ予算を伴うということでは当然市のほうにお話に来るわけですね。それらに対しては今後そういう公安委員会のほうでゾーン30に指定しましたよ。指定しますけれども、どうですかとかということではふえていく可能性はあるというふうに理解をされていますか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 具体的にゾーンを決めていくという作業になってくるんだと思うですよ。当然ながら通過交通とか、そういったものを抑制したいということになりますので、恐らく住宅街が対象になってくるのかと思います。そのところで市のほうとしても我々ばかりでなくて、交通のほうの対策とかも必要になってくると思いますので、その点については市としてもそういったことの要望があれば、警察につなぐとか、必要な整備をするということが必要になってくるかなというふうに思っております。

吉成委員 はい、了解です。

眞壁委員長 ほかがございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採をいたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 続きまして、決算審査特別委員会(第四分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

邊見道路課長 (認定第1号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

ここでちょっと休憩としたいと思います。

始まりが10分からということで。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員からのご質疑、ご意見等をお受けしたいと思います。

佐藤委員。

佐藤委員 歳出のほうで8款土木費、2項2目道路管理費ですね。ページは208ページになります。その他委託料として市道巡回パトロール65路線ということで説明受けましたが、これはどういう方がどのような巡回をしているんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 入札によりまして、市内の工業者が巡回してございます。内容といたしましては、週1回のパトロール、それから、それにあわせて道路に穴ぼこがあいていれば、その発注ですとか、簡易な修繕などを委託している内容でございます。

以上です。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 説明はわかりましたけれども、じゃ、それによって必要かどうかということで上がってきて、それで実行するということによろしいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 道路に例えば穴があいているような場合には緊急的に修繕しなくてはならないということがございますので、委託料の中にはその辺、簡易な修繕は含めて発注してございます。そのほか例えば砂利敷きの部分の要望があったとか、そういうところについては市のほうでつないでいただくようなことでも当然含めてということでございます。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 わかりました。

次に、8款土木費、1項2目の道路管理費で、ページ数でいきますと214ページになるんですけども、定置式自動凍結防止剤散布装置をりんどう大橋に設置したということなんですけれども、これはどのような形で。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 形は、よく塩原に上がっていくと、大網温泉の手前あたりの橋のところに緑色の箱みたいのをごらんになったことがあるかと思えますけれども、バッテリーによりまして温度設定ですとか時間設定をして、自動的に融雪剤を道路にまくというような機械でございます。りんどう大橋につきましては橋梁上ということで、凍結の危険性があるということで、那須町側と黒磯側にそれぞれ1列設置をして凍結防止を図っていくというようなことで設置をしたということでございます。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 それは降雪とか降雨とかに関係なくて、温度設定だけでそれは自動的に出るんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 温度設定、去年はマイナス1 設定で自動的に散布をするようなことにしました。時間なものの設定ができて、1回5秒とか6秒程度ざあっとまくというようなことの機械でございます。

以上です。

佐藤委員 わかりました。

眞壁委員長 ほかに。

吉成委員。

吉成委員 それでは、細かいようなんですけども、206ページの市道に関する各種申請状況ということで、当然毎回あるわけですけども、この中の特殊車両通行許可ということで大体250件ぐらい毎年あるんだと思うんですけども、当然車

の車幅であったり、高さであったり、そういった長さであったり、そういった規定があって、それを超す場合に申請しなくてはだめよというふうになっているんだと思うんですね。これらは主にはどういった車両が当てはまるんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 具体的に言いますと、例えば橋梁の桁を運ぶ車ですとか、トレーラーですとか、あとは住宅建築に伴うプレハブメーカーなんかはセットで来ますんで、そういったものを運ぶ車ですね。おおむね、トレーラー的なものはこの……

吉成委員 250。

邊見道路課長 が主な内容でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 当然これにはもし申請をせずに、許可がなくて無許可の状態で運び込んだとか、運んだ場合には罰則規定があるわけですよ。それらというのはこれまでも罰則をされた。主には当然そういう運搬業をやっているような当然業者、会社だと思えますけれども、そういった事例というのは発生しているんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 具体的に国交省が窓口になっておりまして、その通過する市町村にこういう車両が通るので、許可できますか、できませんかというような照会が来ます。それに対して市のほうで回答している内容でございます。ご質問の中の罰則があったかどうかということですけども、ちょっと私のほうでは承知してない。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、あの完全に窓口は国交省なので、そちらからの照会がない限りは市として把握はすることは不可能だということなわけですね。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 はい、そのとおりでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 1つ気になったのは、産廃業者も型によってはかなり大きなものがよく早い時間帯に走っていたりするんですけども、じゃ、そういったものの照会も当然あるということですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 大きなトレーラーとかで運んでいる産廃業者もいらっしゃるんですけども、そういったものについては当然ながら届け出が出ているということでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 了解です。

じゃ、次の207ページの、これは昨年も聞いて、先ほども課長のほうから細かく説明はいただいたんですが、道路台帳の整備事業に関してということなんですけれども、総額でいくと約1億6,000万からの事業で、いよいよ来年完成ということになるんだと思うんですけども、これらについては途中で当然整理されているものはデータにデジタル化されていて、今でも使えるという理解でいいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 現在使えますのは、道路台帳図の一部データ化をして、それから、道路網図のデータ化をしているということです。それから、航空写真の図面、写真とかを蓄積をしているという状況なので、現在パソコン1台、モニターも含めて1台ずつ導入されておりまして、道路課で特定な場所の検索をして、その幅員ですとか航空写真の状況ですとか、そういったのは現在でもわかるようになっています。それが全部ということではまだないんですけども。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、とにかくデータに打ち込まれているものというのは道路が2,499、市道認定され

ている、市道で言えばですよ、認定されているわけですけども、そのうち今データ処理として、例えば500の路線はデジタル化されているということであれば、全て500に関してのデータは今でも見られるという理解でいいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 ことし、それから来年度整備を進めている中で、ことしについてはMMS(モデルマッピングシステム)というようなことで、車をお見かけになったことはあるかどうかわかりませんが、グーグルの何かこうやって写真を撮っていくようなものがあるかと思うんですが、ことしはそれをやっているんです。そうしますと、立体的な道路台帳として立体的なものが整備を図るというようなことでございますし、そのほかまだ道路の境界の確定図とか境界を確認したもの、そんなものもこれからその中に入れ込んでいくということで、全部が全部全く過不足なく見られるという状況ではございません。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。ということは、やはり平成27年度で全て完了した時点で、例えば10のアイテムがあって、その10のアイテムが全て見られるようになる。現在のところは5のアイテムしか見られないという理解でいいわけですね。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 概念からいくとそういうような認識をお持ち頂けたらと思います。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

じゃ、次に、道路の維持管理事業の中の先ほど説明をいただいている除雪の件ですが、2月8日、そして14日を中心に大雪になって、相当の交通障害を招いたという経緯があります。その中で非常

に今回危惧されたのが、従来であれば地域の土木業を中心としている業者に委託をして、ある程度までは除雪が進んだわけですね、これまでは。ところが、今回に関して言うとなかなかそれができなかった。国道が最優先でやったという経緯は聞いているんですけども、もう一つは、実際に除雪をする車両、グレーダーだったり、そういったものが土木業者でもやっぱりリーマンショック以来の景気によって保持してない。処分してしまったというような経緯があるんだと思うんですね。

今回の決算書の中で言えば、平成24年と比較すると、もう延べ日数にしたって延べ人数、それから延べ台数、それぞれ黒磯、西那須、塩原比較すれば、もう断トツ、それぞれが全て数字的にも倍以上上がってきているという現状もあるわけですね。それらに関して言うと、いつも気になっているんですけども、これは決算とちょっと離れてしまうかもしれませんが、当初予算で組むものと、それから、その後12月に補正で組むというのが従来のこの除雪に関する予算だと思うんですけども、それら自体も新年度予算を見ると、今回の平成26年度新年度予算も従来と同じような組み方をしているというのが現状だと思うんですね。そうすると、ああいった体験、経験を我々しながら、その流れで今後もいくのかなという気もするんですね。

それと、先ほど言った業者との部分で言うと、あの後、執行部側のほうからは酪農家の協力を得たり、そういった部分でも今後は強化をしていくという説明はいただいているんですが、それらの教訓から今後のちょっと展望を伺いたいと思うんですが、この決算も含めて。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 ご指摘のように、去年相当な交通渋滞というか、麻痺状態だったということで反省

するべきだと思っています。それを踏まえてことしですけれども、今まで13地区で13業者に委託をかけていたという状況です。去年はそういうことで緊急で間に合わないの、追加で何業者お手伝いを願っているということですけども、ことしにつきましては市内全域に除雪エリアを広げた上で、業者割りつけをしたい。加えて1次体制は従来の業者、それから、2次体制まで含めて業者委託をしていきたいなということで検討しているということでございます。2次体制ということはどうなにかといいますと、例えば面として整備ができないようなところの生活道路で使っているような道路ということが正しいかどうかわかりませんが、お手伝いという、面的な整備を進めていくために、協力できる業者というのを今把握して、追加をお願いをしたいというふうなことで検討している最中でございます。

それから、酪農家に対する支援、酪農農家につきましては、まだこれからの状況でございますけれども、それぞれ塩原であったり、黒磯地区であったりということで、それぞれの地区で酪農家たくさんいらっしゃるかと思うんですけども、そのような方のまず意見を踏まえたいなと思っています。そのあたりで、塩原の地区では、従前日の出地区では酪農家をお願いしていたというようなことがあると聞いてございます。その中でちょっと試行的にということでも進めていければなということでは話を聞いてございますんですが、旧黒磯側としてもそのようなことでできればベストでございますので、制度設計はまだこれからでございます。支援していただける農家さんも含めて、これから調査検討をしてみたいというようなことで考えてございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、具体的に言うと、この214ペー

ジになるんですかね。ここでいくと黒磯、それから西那須、塩原ということで、それぞれの除雪対策事業ということで今課長のほうから説明があった、黒磯が13地区18業者という理解でいいわけですよ。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 はい、そうです。そのとおりでございます。

吉成委員 あと西那須はなぜ今回何地区何業者と載ってないんでしょう。塩原に関して言うと従来の7地区7業者というふうになっているわけですが、けれども。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 正直申しますと、西那須野地区については、産業観光建設課が報告をつくりますので、詳細見てなかったの、承知してなかったというのがこちらとしての見解でございます。申しわけございません。

吉成委員 ということは何地区、例えば従来であれば4地区4業者ということなので、多分それだろうということで理解はいいんですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 私も西那須に1年いましたので、地区ごとに分けて業者委託しておりますので、数はちょっと忘れましたが、そんなような形になると思います。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 やはり今回のあいつたことが、じゃことした年明けてあるかといった場合には誰も予測はできないわけですが、予測はできないからこそ備えは十分にしておかなくてはならない。そのためのこの決算でも当然あるんだと思うんですが、この決算を経験して、翌年どうするんだということになるわけですから、それで予算も組むわけですから、実際にやっぱり除雪対策とい

うのはもう少ししっかりと詰めていくべきだろうと思うんですね。業者が一挙に例えばふえたり、それから重機類をそろえるというようなことはまずないと思うんですね。設備投資をするというのはちょっと非常に厳しいでしょう。そうなってきた場合には、やはりせつかく酪農家に限らず、農家なんかも結構持っていますからね。小さなコンボなんかあったり、それからトラクターにもついていたりにしていますので、そういったところとのしっかりとした連携をとっていただいて、手間払いで払うとか、ボランティア的にちょっと手伝ってもらったら、少しの報酬は出しますよと。そういったことも考えながら、ぜひやっていただきたいなと思います。あの事態はやはりかなり苦労された方も出たという実態がありますので、そこはぜひお願いしたいなと思います。

あと、先ほどもちょっと雑談の中で出たんですが、今回も主には道路、橋梁等の整備ということで社会資本の整備総合交付金であったり、それから、新たに生まれた、決算で言えばそうではありませんけれども、決算で言えばもともとある地域再生基盤強化交付金事業ということで事業名がたぐさん上がってきています。この中で事業がまたがっているわけですね。事業がまたがっている部分というのは考え方としてはどういうふうな捉え方をして、こういう事業がまたがるのかというのをちょっとお聞きしたいんですね。

例えば市道、私なんか関係しますんであれですが、市道東那須野金田線なんかもまたがってきますよね。事業両方に入ってくるわけですね。社会資本整備総合交付金事業と、それから地域再生基盤強化交付金事業と両方にまたがるわけですよ。例えば物件移転なんかの補償のほうと、それから用地の購入の部分とか別個になるわけですね、事業が。それだけではないですよ。ほかの事

業でもそうですけれども、それらというのはどう
いうふう、なぜ分かれてくるのか。1つの事業、
10の5.5というのが社会資本でしょう。そしても
う1本のほうが10の5、補助率としては0.5違う
わけですけれども、これどうして分かれるんです
かね。それをちょっとお聞かせ願いたいと思いま
すが。

眞壁委員長 道路課長補佐。

大木道路課長補佐 まず、社会資本整備総合交付
金と防災安全交付金の部分なんです。もともと
防災安全交付金は平成24年度の末ごろ、1月ごろ
だと思っんですけれども、デフレ脱却のための緊
急経済対策の検討の中で、老朽化したインフラを
緊急的にいわゆる修繕をしていかななくてはなら
ないという国の施策のもとに、社会資本整備総合
交付金枠の中から防災安全交付金が出たという部
分がございます。

あともう一つ、道整備交付金、従来からあった
道整備交付金については、地域の再生という大き
な目的、国の政策の目的がありまして、そちらの
地域の再生を促進する補助金ということで、こち
らは国土交通省等を経由して来るわけですが、元
締めといたしますが、国のもとの機関は内閣で、そ
ういった国の施策、各省庁の考え方の中でいろ
んな事業があるという部分がございます。

那須塩原市の捉え方はどうかということですが、
今議員おっしゃるように、いろいろな事業でも同
じことをやっているんじゃないかと。まさにその
とおりでございます、道整備交付金でも舗装の
修繕やっていますし、防災安全交付金でも修繕や
っています。社会資本整備交付金で道路改良もや
っていますし、防災安全交付金で道路改良もやっ
ていると。市の考えとしましては、できるだけ補助
のつけやすい事業を積極的に取り入れて、でき
るだけ国からお金をもらって、市の財政を軽減しな

がら事業を進めたいという考えでございまして、
防災安全交付金なんかについては国の政策にまさ
に合っていますので、社会資本整備交付金はどち
らかという頭打ちですが、比較的つきやすいと。
あと道整備交付金、地域再生基盤強化交付金事業
なんかについてはほぼ例年100%で来ているとい
う中で、そういった背景を踏まえながら、できる
だけ同じ事業ですけれども、細かくお金が付きや
すい事業を見ながら要望していく。このような状
況でございます。できれば一つにまとめたほうが
わかりやすいんじゃないかというご意見かなとい
うふうに捉えております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 理解はできます。そうすると、例えば
当然補助率がいいほうになるべくシフトして、今
の説明であればもちろんシフトして、自主財源は
なるべく抑えるという当然考え、それぞれ予算を
財政のほうに出すんだとは思っんですけれども、
その中で今の説明からいけば、例えば地域再生基
盤強化交付金は100%つく。つくというかその金
額も抑えられてくるから、ひょっとするとつた
のかもしれないけれども、そう考えると、じゃ、
市単はなるべく減らして、もっともっと、今でも
1億あるわけですから、じゃ、市単はもう5,000
万まで削って、それを両交付金に振り分けると。
それはなかなか難しいということになるわけす
か。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 その修繕とかはメインで額的に
は多くなっているんですけれども、市単補助対象
は1次改良が終わっているようなところしか補助
対象にならない。未改良の部分もしくはそこだけ
をさっと乗せるようなところとかは補助対象にな
らないということでございますので、その部分で
はすみ分けが必要であるということでございます。

加えて市単の事業の中でも電源立地交付金などを導入いたしましてやっている部分もありますので、純然に全くもって市単持ち出しかという、そうでもない部分も若干あるということでご理解いただきたいと思います。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、今回の決算からいけば、まだこの決算の中には2つの交付金での事業なわけですけども、今後は今回の当初で組まれているように、防災安全のほうの交付金にかなり移行していくということの流れになりつつあるということではないんですか。

眞壁委員長 課長。

遠見道路課長 防災安全交付金はどちらかといいますと、さっき補佐からお話ししましたけれども、老朽化対策ですとか、あと歩道の整備とかがメインになってきます。したがって、そういったものをメニューに乗せられれば、当然ながら補助対象で整備を進めていきたいというふうにございます。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 よろしいですか。

では、副委員長。

松田副委員長 ちょっとバックしてしまうんですけども、さっきの道路台帳システムの件なんですけれども、今那須塩原市で、その道路台帳システムについて、全て総合的に台帳システムという考え方で今やっているシステムは、総合的な台帳システムという形で受け取ってよろしいんですか。例えばこのシステムは多分まず道路台帳、認定地図、道路施設、この3つ、最初が入って大体道路システムの台帳のシステム化というのに多分なっているはずなんです。その中に今後防犯灯だったり、あと、さっき言っていたウェブカメラ関係とか、あと橋梁関係とか、そういうものというの

は今のシステムの中の台帳の中には含まれているんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

遠見道路課長 おっしゃったように、橋梁ですとか、そういった管理ができているものについては、今回のシステムの中に入るということになります。防犯灯ですとか、そういったものにつきましては、箇所をデータベースとして仕上げる手法がないというところで、今回のデジタル化をしても難しいのかなと思っています。先ほど申しあげましたカメラ、MMSで撮りますんで、おおむねはそのところに何があるかというのはわかるようなことにはなるのかなというふうには考えているところでございます。

眞壁委員長 副委員長。

松田副委員長 その辺の部分も含めた上で全て管理というわけにはなかなか難しいと思うんですけども、その辺は大体把握できるようなシステムに持っていくというものでよろしいですね。

眞壁委員長 課長。

遠見道路課長 おっしゃるとおり、大体、おおむね、わかるようなことになるかなと思います。車走りますと、前方とか側面なんか撮れますので、側面の構造物の状況ですとか、側溝があるなしとか、そんなことも含めてテレビカメラが入りますんで、おおむねは把握できるような状況になるかなと思います。

眞壁委員長 副委員長。

松田副委員長 先進的なところの市町村は、多分、ここはわからないですけども、そのシステムを利用して、一般の人たちに印刷してくれるじゃないですか。そういうことというのは那須塩原でもする予定なんですか。

眞壁委員長 課長。

遠見道路課長 モニターを5台導入いたしまして、

窓口に2台を設置して、市民の照会が来たときにはモニターを見せながら確認をしてもらうということができるかと思えます。

〔「持ち出しは」と言う人あり〕

邊見道路課長 基本的に関覧という形をとりたいなど今のところ考えています。

松田副委員長 じゃ、印刷して渡すということはないということですね、今のところは。

邊見道路課長 必要であれば将来的にそんなことも必要かなと思いますけれども、今の道路台帳の付図はサービスとしてコピーしていますので、そのあたりも踏まえますと、委員おっしゃるとおり、そんなような方向性が必要なとちょっと全く個人的な意見でございますが、そんなような考えもでございます。

松田副委員長 はい、わかりました。

吉成委員 抜けてしまって、すみません。208ページでちょっと聞き漏らしてしまったところがあるんですが、その他の委託料ということで先ほど佐藤委員のほうからは市道の巡回パトロールの質疑があったわけですけれども、そのほかにもその下の道路管理整備業務、それから、そこから5段目には市道付属緑地管理緑地管理業務、この内容と、この言葉は正しいのかちょっとよくわからない。日本語よくわからないんですけれども。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 市道環境整備業務で228万5,000円ですが、具体的なものを申し上げますと、側溝の清掃ですとか浸透ますの清掃がこれに当たるといことです。表現がちょっとわかりづらい表現で誠に申しわけない。加えて、市道付属緑地管理緑地管理業務というのは、ちょっと誤字、緑地管理業務ということで、ちょっと気がつきませんで申しわけありません。誤植でございます。具体的な内容といたしましては、市で管理しています中央

分離帯ですとか、あとは植樹帯ですとか、そのあたりの管理業務ということでの内容でございます。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、これらの委託先についても市道の巡回パトロールと同じような形での委託になるわけですか。

眞壁委員長 課長。

邊見道路課長 道路の環境整備業務につきましては、それぞれ特殊な作業でございますので、受託できる業者さんがございますので、そこから見積りのときには、お願いをしているという内容でございます。

それから、緑地の管理業務につきましては、シルバー人材センターをお願いをしているというものでございます。

吉成委員 はい、了解しました。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 次に、その他に入ります。

その他で、何かございますか。

執行部。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 委員さんのほうないですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、ないようですので、道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでございました。

ここで、執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時45分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建築指導課の審査

眞壁委員長 それでは、建築指導課の審査に入ります。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 今回、建築指導課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第四分科会）に切りかえて審査をいたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定ついてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

中村課長。

中村建築指導課長（認定第1号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 ただいま最後に説明いただきました歳出のほうで木造住宅耐震改修費1戸ということで、当初においては3戸ということなんですけれども、どのような条件の方に当てはまるのか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 耐震改修につきましては、一応耐震診断を実施していただきまして、昭和56年以前の建物の木造の住宅という条件で耐震診断を実施していただき、補強が必要だという形になった物件につきましては、改修を実施するという方につきましては、80万円を上限としまして補助するものでございます。

以上です。

佐藤委員 わかりました。

眞壁委員長 よろしいですか。

佐藤委員 はい。

眞壁委員長 ほかにございますか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、歳入で1点お聞きします。建築手数料の状況ということで、特に建築物の確認申請、徐々に回復して、回復というのは件数が

ふえてきているのかなという気はするんですけども、その辺の手応えはどう指導課のほうでは感じていますか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 今、吉成委員さんのほうからお話があったように、25年度につきましては確かに右肩上がりで若干上がってはきておるんですが、どうしても消費税の関係がありまして、ことしは9月、10月ぐらいから3月ぐらいまでが極端に申請件数がふえたという実績でありまして、申しわけないんですが、26年度当初につきましては、今度逆に右肩下がりのような状況になってきております。今現在につきましては、大体例年並みの形。ですから、去年よりは若干件数的には減っているのかなと。それと、どうしても民間に出されている確認申請、民間でもありますので、そちらのほうの件数が若干、メーカーさん関係がどうしても民間に出しますので、その辺のところ、ただ、全体の件数的にはさほど減ってはいないという形で思っております。

以上です。

若目田建設部長 補足で。確認件数につきましてはここに民間の部分は入っていないので、全体で何件という数字は出てないんですが、25年度につきましては始まって以来一番多い件数だと思うんですが、特定行政庁として。ちょっと今手元に千何十件、資料.....

吉成委員 24年が900ぐらいだったんですか。

若目田建設部長 そうですね。その前八百何十件、700とか800だったんで、1,000を超えたので、かなり25年度は多かったという、ちょっと手持ちがなくて申しわけないんですが、多かったこととありまして、その要因の一つとしてはやっぱり消費税もあるのかなというふうには思っています。ちょっと去年はびっくりしたというような状

況でございました。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、今課長、部長のほうからお話いただいた中で、平成25年のその493に対して、最近の申請数としては従前に戻ってきているということなわけですけども、年間通して26年の計算という話になってしまいますけれども、ということを見ると、前年でいくと24年ですか。24年程度の実績になってきてしまうのかなということですかね。四百三、四十件ぐらいの件数になってくるのかなということの見通しでしょうか。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 大体今のところは400件を前後としての件数は出てくるのかなと。ただし、また消費税が10%という話が出ておりますので、その辺がどういうふうに作用するかというのはちょっとまだ未定な状況でございます。

吉成委員 はい、了解しました。

眞壁委員長 ほかにございますか。

松田副委員長 眞壁委員。

眞壁委員長 204ページの狭隘道路整備事業、先ほど事業がなかったということだったかと思いますが、この事業というのはどんな事業なのかちょっと説明。

中村建築指導課長 建築基準法上の42条2項道路ということで、建築基準法上の道路にはなるんですが、4m未満の道路に関しまして建築確認をとる場合に、最低で4mの道路という形になりますので、一部自分の土地をセットバックしていただくような形になるんですよ。その部分に関しまして、例えば市に寄附しますとか、そういう形になった場合に、その測量費用ですとか分筆費用、それに対する補助という形になってございます。

眞壁委員長 わかりました。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

執行部。

〔「執行部からは特にございません」と言う人あり〕

眞壁委員長 委員さんのほうから。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、先ほども質疑が出ましたけれども、前回去年も私聞いたんですけれども、木造住

宅などの耐震改修工事に対する補助金ということで1件当たり80万出ていて、今回1件だったということなわけですね。実際にこの事業についてはホームページであったり広報であったり知らせていますよということで例年やってきているんだと思うんですけども、現実的にはなかなか自己負担額があるわけですから、進まないというのが現状だと思うんですが、多少なりとも相談件数なんかはあるんですかね。実際に実施したのは実績で言えば1戸ということなわけですけども、相談件数としてはどうなんでしょう。

眞壁委員長 課長。

中村建築指導課長 前回で去年度25年につきましては1件ということで、耐震診断につきましても一応5件をやっているわけでございます。その中で耐震性のあるというのが1戸あったので、補助対象になるという物件は4件あったということですが、やはりどうしても耐震診断を申し込んでこられる方が実は高齢の方で、高齢者のご夫婦です。そういう形で申し込んでこられる方がやはり多いという形になりまして、やはりその中で耐震診断をやって費用が出たときに、言われることが、もう我々の代で終わりだからなと言われてしまうので、その辺について無理に改修しなさいという形は申し上げられないものですから、あと相談は確かに件数的には何件か年間ございます。それと、PRにつきましてもローラー作戦ということで、毎年何地区かずつ何十件か県の職員と市の職員、あと建築士会のほうで出していただきまして、1件1件振るって耐震性がないと思われる物件につきまして何十件か戸当たりして当たりまして、説明を申し上げて、もうかなり何年も続けているものですから、もう何百戸単位で回ってはいっていますが、やはりなかなかもう我々しか住んでないからねというご返事がほとんどという形になってし

まいりますので、やはりその辺のところではなかなか進まないのかなというふうに感じております。

以上です。

眞壁委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、建築指導課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

以上で建設部の審査が終了となります。

散会の宣告

眞壁委員長 以上で建設水道常任委員会を散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時05分

建設水道常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第四分科会）

平成26年9月19日（金曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	眞壁俊郎君	副委員長	松田寛人君
委員	佐藤一則君	委員	吉成伸一君
委員	相馬義一君	委員	植木弘行君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
水道課長補佐 兼黒磯・塩原 事業所長	黄木伸一君	水道課長 水務係	相馬文彦君
水道課長 水営係	小平裕二君	水道課長 建設係	増子芳典君
水道課長 施設管理係	君島隆君	下水道課長	久利生元君
下水道課長 補佐兼 施設係	室井正幸君	下水道課長 普及係	関谷浩行君
下水道課長 管理係	伊藤良司君	下水道課長 建設係	武藤泰治君

出席議会議務局職員

書記人 見栄作君

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

- ・議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

予算審査

- ・議案第 58号 平成 26 年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第 1 号）

決算審査

- ・認定第 9号 平成 25 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

〔下水道課〕

予算審査

- ・議案第 50号 平成 26 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 54号 平成 26 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 55号 平成 26 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査

- ・認定第 1号 平成 25 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 5号 平成 25 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6号 平成 25 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開議 午前10時00分

開議の宣告

眞壁委員長 皆さん、おはようございます。散会前に引き続き会議を始めたいと思います。

水道課の審査

眞壁委員長 初めに、須藤上下水道部長様からご挨拶をよろしくお願ひしたいと思います。

須藤上下水道部長 (挨拶。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、水道課の審査に入ります。

議案第69号の上程、説明、質

疑、討論、採決

眞壁委員長 議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小仁所水道課長 (議案第69号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号の上程、説明、質

疑、討論、採決

眞壁委員長 これより予算審査特別委員会(第四分科会)に切りかえて審査を行います。

議案第58号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小仁所水道課長 (議案第58号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、初めに、鳥野目の小水力発電設置に関して、沈砂池の分があったんで、ふたかけと言いましたけれども、この1,900万からという結構な広さにふたをかけるのかなという気がする。

るんですが、どのぐらいの広さになりますか。ふたかけの面積として。面積というか、じゃ、何て聞いたらいいのか。ふたが1㎡のが1蓋としたら何枚とか、ちょっとわからないですけども。単純にふたかけなんて言うと、こんな金額にはなかなかならないかなという気がするんですが、現場でつくっているというんじゃないんでしょう。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 たしかにそうなんです。ふたをかけてしまいますと、ごみが入らないようにという形でふたをかけてしまって、それっきりということだと、そういうものであるならば安いんです。ただ、日常管理をしなければならぬので、材質が軽いものでなければいけないので、アルミ製のものなんです。ちょうどお風呂のふた、カタカタと巻けるような、ああいうような形でやりますので、アルミニウムだということも単価が高くなるという、そういう形態、すぐに1人、2人の、1人でできる……

〔「2名。長さが結構あります」と言う人あり〕

小仁所水道課長 距離があるんで、距離が5mぐらいの長さ、幅があって、

〔「幅が5m」と言う人あり〕

小仁所水道課長 ええ。全長が結構あるんですよ。

〔「20mぐらい」と言う人あり〕

小仁所水道課長 それがほかのふたがけみたいな形で両サイドで1人ずつ巻けるような形になっております。ですから、結構1枚の単価が高いものなんです。そんな説明でよろしいでしょうか。

須藤上下水道部長 ちょっと補足なんです。イメージ的には、那須疎水にふたがかかってない部分をご理解いただきたい。

あれが2系統ございまして、先ほど課長が申しましたとおり、幅が5mぐらいです。延長がやは

りゆっくり流しますので、延長的には約35m程度だったと思いますけれども、その部分、全面的にアルミ製のふたをかけるということで、これほどの金額がかかるということでご提案をさせていただいております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ということは、完全に特注ということになるわけですね。既製品を使うというわけにいかないということですね。アルミ製のもので幅が5mとなると、ちょっと引っこんでしまう、しなってしまうたり、いろいろ心配もあるんですが、蛇腹になっているから、蛇腹というか、こうなっているから、その辺は強いのかなという気がするんですが、耐久性というか、そういうのも大丈夫だということですね。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 沈砂池の構造として、全部で5mぐらいあるんですが、真ん中にコンクリートで仕切られているんですね。2m、2mという形になっています。間で支えがあるので、強度的には問題がございません。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、結局管理がしやすい。それから、しっかりと調査というか、しやすいということでは2人で今あけ閉めができるという話ですけども、もう1週間に1回とか、そういった形でのチェックをしながらできるようなシステムというか、そういうものにするためのふたかけということになるわけですか、最終的に。

眞壁委員長 課長

小仁所水道課長 間隔的にはもっと短いと思います。毎日行っています。ですから、毎日使うものですので、容易に操作ができるような形で作りたい。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、わかりました。じゃ、もう一つ
のほうの棚卸し資産のほうの経緯の見直しという
ことで説明をいただいたわけですが、棚卸
しに関してはこの材料費というのはどういった薬
剤であったり、砂であったり、幾つか、在庫的に
ですね、棚卸しだから在庫品ってあるんだと思っ
たんですが、それが今回は年度末というか、会計の
締めの際にチェックをすればではなくて、毎月チ
ェックをするようになるというものは、それはど
ういうことでそういうふうな形になるんでしょう。
もともとはそれだったんですけども、実はやっ
てなかったということなんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 委員ご指摘のとおり、我々企
業会計の処理といたしましては、本来ですとその
都度、あるいは毎月という短い間隔でやらねばな
らなかつたものを、そういう認識を持たないまま
年度末に一括してやっていたというところがあり
ます。

黄木水道課長補佐 補足でよろしいですか。棚卸
しというのは、年度末にやることで済むんですけ
れども、そうじゃなくて、毎月使った分について
は月末に振替伝票を切るという操作をやったほう
がより正確な期中の動きになるんですね。その振
りかえを行っていなかったということになります。
つまり同じ棚卸し資産になります量水器等につい
ては毎月振替伝票を切っております。棚卸しは
年度末で行っている。今回の対象となった貯蔵材
料は水道の工事とかに使う部材なんですよ。修
繕とか配水管の接続用とか。そういうものについ
ては出入りの関係上、毎月やらなくても年度末の
棚卸しだけで十分だということにしていたけれど
も、正しい期中のお金の動き、例月出納監査とか
受けていただいたとしても、そういうものを把握
するために毎月やりましょうということは改めた

いと思ってこのようにさせていただきました。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 それをやることによってより変わり
はしないような気はしますけれども、それというの
は結局例えば監査の指導が入ってとか、そういっ
た形で今回毎月やりましょうという話になったわ
けですか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 これは私どもが会計処理をや
っているながら、片や先ほど言った量水器は毎月や
っている、片や貯蔵材料は毎月やっていない。これ
ではちょっとおかしいんで、どちらかに統一しま
せんかということで内部でも話し合いました、よ
りよい中の会計の動きを見せるためには細かいほ
うがいいだろうということで、我々のほうで事務
を改めさせていただきました。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決をいたします。

議案第58号 平成26年度那須塩原市水道事業会
計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべ

きものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第9号の上程、説明、質疑、
討論、採決

眞壁委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第四分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小仁所水道課長（認定第9号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 北那須水道から水を受けているということなんですけれども、これは総配水量の中に含まれているんですか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 含まれております。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうすると、有収水量が有収率として79.59%ということなんですけれども、残りの部分はどのようになっているんですか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 それはどこかに漏れているとしか言いようがないところなんですけれども、それでは私どもとしては老朽管の更新ですとか漏水調査ですとかといったことをやって、漏水しているところを

直していったら、その結果、合併当時に比べれば本管から大規模に漏水するというような、そういう事故というものが極めて少なくなっている状態で、それで、この79まで上がってきたわけなんですけれども、まだこれから漏水調査は続けてまいりますけれども、どこから漏れていると考えざるを得ないですね。

眞壁委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうすると、それが解決されていけば、北那須水道から受水する量も減っていくということではよろしいんですか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 受水する量が減る可能性はございますが、一概に北那須からの受水がなくなるということではないと思います。県と協定水量というのがございまして、もともと北那須水道事業所を開設する際に、旧黒磯市、塩原町、西那須野町、大田原市というところで、これだけの需要量があるからということで、あの規模の浄水場を建設したわけございまして、各市で協定を結んでおります。ですから、その部分だけは受水をするという約束事がありますので。

眞壁委員長 部長。

須藤上水道部長 補足になりますが、現在県でやっております北那須浄水場につきましては4万8,000tが多分日最大の配水量だと思いますが、そのうち那須塩原市といたしましては、旧黒磯、旧西那須、それから旧塩原、それぞれ合わせて3万1,800が最終的に那須塩原市の受水量ということで整備をしてもらった浄水場なんです。その量につきましては、5年に1回更新をしまして、この年度は何十t受水しますよということで協定を結んでおりますので、委員のおっしゃるとおり、漏水がもしおさまってきたとしても、やはり受水量についてはそのまま最終的には3万

1,800になるかと思うんですが、その数値にはな
っていきかと思えます。

水道の水源いたしまして、地下水だったり川の
表流水だったりとかということで、ある程度水源
を確保しておけば、万が一災害があっても、どこ
か水源がだめになっても、違うもので給水できる
ということで、ある程度市民の方々に最終的に災
害があったとしても違う方向で給水ができるのか
なというふうには思っています。ですから、なる
べく広い水源と言ってもおかしいかもしれないん
ですが、いろいろな種類を持っていたほうが、万
が一危機のときには対応できるのかなと思ってい
ます。その中の一つが県水受水ということになっ
ています。

眞壁委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、初めに、今回一般質問でもちょ
っと出ましたけれども、漏水調査に関してお伺い
したいんですが、約8年間かけてそれぞれ地域ご
と、ブロックごとに分けてやるということで、昨
年が塩原地区で、今年というか平成25年の決算で
言えば箒根地区ということで、800万からの予算
が執行されたわけですがけれども、これらについ
てどのぐらいの漏水箇所が見つかったのかというデ
ータは、例えば今回の決算でいけば箒根地区では
どのぐらい漏水箇所が見つかったのかという数字
をちょっと教えていただければなと思います。

こっちに出ているんですか。言ってくれば何
ページ。

眞壁委員長 部長。

須藤上水道部長 すみません、15ページのほうで
すね。で漏水修繕件数というのがあるかと思う
んです。ちょっとグラフだけの数値は……。これ
は下水管も入ってしまっていますので、ちょっと

件数的に多いんですが、給水管になっていまして、
各戸に行っているもの。

吉成委員 でも、数字的にはこれだということ
ですね。

須藤上水道部長 この中の一部という形です。す
みません。後でこれについては、お答えさせて頂
きます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ちょっと一般質問で部長のほうから答
弁があったのかどうか忘れてしまったんですけれ
ども、漏水調査としてはその8年間ブロックに分
けてやっていくということなんですけれども、あ
とどのぐらい残っているんでしょうか。

眞壁委員長 部長。

須藤上水道部長 本格的に漏水、8年サイクルで
やり始めたのが平成24年からやっております。塩
原温泉街、ここについてはやはり本管で36カ所、
ちょっと数字、

〔「35カ所」と言う人あり〕

須藤上水道部長 大きいのが見つかりましては、
それについては漏水修繕しまして、ある程度やっ
ぱり有収率は塩原地区も上がってはきている。一
応ブロックとしては塩原温泉街だと箒根地区、黒
磯は3カ所ぐらいですか。3地区ですね。西那須
が2地区で、8ブロックで回しながらローテーシ
ョンを組んでやっていきたいと思っています。失
礼しました、西那須3ですか。ちょっとふえてい
るものですから。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。今後の話になるんでし
ょうけれども、そうするとこの漏水調査というの
は最終的には8年サイクルでということですが
けれども、総額はどのぐらいになる予定なんでしょう
か。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 おおむねでございますが、年間に約1,000万程度ということですから、単純に考えますと8,000万ぐらい。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、その件はわかりました。

じゃ、次に、先ほどもちょっと課長のほうから説明いただいた中の供給単価と給水単価、昨年から見ると多少単価自体が変わってきているわけですが、これらの原因は何でしょうか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 これは供給単価というのは、有収水量で水道料金収入を割ったものなんですね。高くなったというのは、水道料金収入のほうが多くなったということなんですね。人口が若干減っているということと、有収水量が若干減っているんですが、その比率ですか、何と言ったらいいんでしょうね。

黄木水道課長補佐 こちらの供給単価、給水原価というのはたしか経営指標としてつくられておまして、積み上げというよりは結果から計算されております。まず、供給単価なんですけれども、こちらは給水収益を有収水量で割っております。それから、供給原価につきましては、経常費用について有収水量で割っておりますので、今年度は前年度に比べて収益費用等が上がってません。一方、有収水量は下がっているんで、結果的にこちらの両方の単価、原価が上がったという結果でございますということで、経営分析の一つの資料として見ましようということになります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これをなぜ聞いたかということ、差額に関して言うと非常に大きいと思うんですね。考え方ではですよ。前年度であれば3.84円だったものが、今回は1.55円ということですから、利益率が下がったという形になりますね。だから、そう

考えると、やはり漏水を防ごうとか、アスベスト管の布設がえとか、いろいろなそういった部分で言えば給水単価というのは当然上がっていくんだらうとは思いますが、この兼ね合いなんていうのは今の補佐の説明からいくと、結果として数字を見たらこうなったということですよ。ということは初めから例えばの話ですが、じゃ、この差額を最低でも3円ぐらいは担保していかうよと、確保していかうよと。そういったことは特別なということですね。余り考えてはないということですか。

黄木水道課長補佐 水を売って商売なので、ぴったり予想することはできませんけれども、予算要求時点では、ここがもちろん逆転しないように、ある一定の幅を持たせるように予算は編成しております。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、ちょっと企業債の償還金についてお伺いをしたいんですが、この償還金に関して言えば、一覧表がありますから、見れば一目瞭然でわかるわけですが、今回前年から比較すると、かなり返済額が大きくなっているわけですね。早く返す分にはそれにこしたことはないんでしょうけれども、ただ、見ればわかるように、もう平成50年近くまで返済が続くものがたくさんありますので、今回の主なそのふえた、2億何がしふえているわけですが、それについてご説明いただければと思うんです。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 昨年度につきましては年度途中で震災関連の企業債の借りかえという制度があるんです。要は以前に高い金利で借りましたものを安い金利で借りかえることができるんですね。それを行いましたけれども、一旦全部お返しするんで

すよ。その分で償還元金がぼんとはね上がっております。ただ、長い目で見ると、今度はその先の償還利息のほうでそれが低減されますので、今回はちょっとぼんとはね上がりましたけれども、今後少しは、元金じゃなくて利息分なんですけれども、下がっていくような形になってございます。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、この決算書の部分でいくと29ページから載っているわけですが、どれに当たるんでしょう。

黄木水道課長補佐 33ページごろいただけますれば、下のほうに発行年月日が9月とちょっとイレギュラーなものが見えると思うんですけども、下が借換債になります。33ページ、借入れ時期が平成25年9月というふうに。

吉成委員 9月20日と。

黄木水道課長補佐 これが何本かあると思うんですけども、これが借換債になります。

吉成委員 この1、2、3全部。

黄木水道課長補佐 そうです、ここから下、そうですね。9月に書いているものが全部借換債になります。

〔発言する人あり〕

黄木水道課長補佐 0.2とか0.3とか極端に利子下がったということで、最終的には繰上償還によりまして全体的には下がるという。

吉成委員 34ページの一番上までということですね。

黄木水道課長補佐 そうですね。よろしいでしょうか。ちょっと補足説明させていただきたいと思います。

それまでに借りていたものというのが合計で5億4,330万円借りておりました。合計で14本ですね。これの主な年利というのが大体5%弱から

5%強というような利率となりました。これにつきまして、今回新たに、もう返してしまった分はいいんで、残っている部分について借りたのが2億1,470万円でございます。この利率としましては、おおむね0.2%から0.5%、かなり安いものに借りかえることができました。そうすることによりまして、償還利息のほう約4億ちょっと返す、返さないんです。どう言ったらいいのかわ。

吉成委員 今4億ぐらい。

黄木水道課長補佐 そうですね。

そのようになりました。

以上でございます。

吉成委員 ありがとうございます。了解です。

当然それは国の施策として別に水道会計と限らず、ほかの一般会計での土木債でも何でもこれまでもあったわけですが、それと同じ扱いが水道のほうでもあったということではいいわけですね。了解しました。

あと、東京電力からの賠償金ということで平成23年から続いてきているわけですが、これらの請求ですね。市として請求するんだと思うんですけども、それらはどういった積算で請求していきましょう。積算というのか、その金額をどうやって出していくかということですね。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 東電の賠償金につきましては、対象となるものはかなり限定されております。今回の賠償の対象となったものは、この決算における賠償428万何がしの内訳なんですけれども、まず1つが放射能対策に係る職員の時間外費用、これが約4万6,000円。もう一つが放射線の測定費用及び浄水発生土の保管にかかる費用、これが424万3,000円。こちらについては実際実費ですね。実費について請求し、認めていただいて賠償となっております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 保管に関してということで、今現在そうするとどのぐらいの保管量になりますか。

黄木水道課長補佐 浄水発生土につきましては、浄水発生土が発生する上水道が鳥野目浄水場と千本松浄水場の2カ所にございます。おのおのそこで発生したものをそこで保管しておりまして、千本松の合計が223 t、鳥野目の合計が296 tになっております。

ちょっと補足説明をさせていただきますと、そのうち1 kg当たり8,000Bqの放射能、こちら指定廃棄物になりますので、これについては国からの委託ですので、それ以外のものについてはこちらは当然賠償の対象となつてございます。

吉成委員 ということは以下という意味ですね。

黄木水道課長補佐 そうですね。それについてもまだ我々処分先を確保することができないので、保管しているというような状況がございます。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 その保管しているのを金額に換算するというのはどういう方法なのでしょう。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 保管そのものは敷地内に置いているだけでお金がかかっておりません。ただ、それはフレコンバッグに入れたりとか、動かしたり、そういう作業に人を雇っているため、そういう委託金を請求しています。

吉成委員 袋に入っているものですね。そういう意味。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解しました。

じゃ、最後にお聞きしたいんですが、これも部長が、去年私聞いたんですけども、今回の質問の中で部長が答弁されているんですけども、監

査委員の報告書の中でも一部あったと思うんですが、水道事業のアセットマネジメント計画策定業務ということで28年まで今後続いていくんだと思うんですね。この計画のもうちょっと詳細をお聞きできればなと思うんですね。この資産管理をすることによって、どういった効果があるのか。また、資産管理はこれまでとどこがどう違うのか、それをちょっとお聞かせ願えれば。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 詳しい資料が手元がないので、うまく説明できるかどうかわかりませんが、まず、アセットマネジメントというのは設備のデータの部分と、それから管路網、マッピングの部分と、それと会計システム、その関係から成り立っています。施設のほうのデータから修繕計画というようなものが出てまいります。それからマッピングにしても管路網の老朽化とか、そういったようなデータも出てまいります。それが会計システムのほうと連結されまして、財政計画が立てられるようになると。古くなったからすぐにとということであると、財政的に非常に負担がかかるというようなこともありますけれども、財政計画がそれできてくるということですね。企業会計としてやっていけるような形で優先順位を決めていくということも可能になるということです。

従来ですと、目についたところ、壊れたところを直していくとか、あるいはベテランの職員がそろそろここは直さなければいけないなとかという、そういう感覚的なところに頼るところもあったんですが、これからはデータとして見える形で修繕計画も成り立っていくという形になります。ざつと言うとそんなような内容でございます。

眞壁委員長 部長。

須藤上水道部長 まず、水道ということは施設があつて、それで水を売っているわけなんです。そ

の施設がどれだけあって、耐用年数というのがございますので、その施設を例えば今年度つくったものを40年後に修理しなければならない。そういうのを積み重ねていったものになるんですね。そうすると、切りかえが来ますので、そこらとの平準化を図るためにどれだけの資産があって、その資産を直すためにはどれだけのお金がかかる。そのためにはどれだけの収入を得なければならないというのをある程度つくっていきまして、その中で先ほど課長が申したとおり、重要度なりを見ながら、その修理なり更新をしていくという形の計画といいますか、それを今現在、答弁でもちょっと言ったと思うんですが、那須塩原市の水道施設についてはある程度古いものでいくと昭和8年あたりにつくった古いものがありますので、なかなか資産の把握はできていない状況なものですから、25年から28年、ちょっと長い期間になってしましますが、その中でアセットマネジメントをつくって計画をつくっていききたいというふうに考えてございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 大枠はわかりました。最終的には三、四十年の中長期的な計画になるんだという説明だったと思うんですけども、私は単純に考えますよ。単純に考えるのに25年から28年という、5、6、7、8ですから4年間かけて計画をつくるということになるわけですよ。もっと早くつくるといことは、何か計画というともう少し早くでき上がるような気がするんですが、これだけのやっぱり年数がかかる一番の理由というのは何なんでしょう。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 実は計画を立てるには前段階の準備をしてあります。何かというと、先ほど言いましたけれども、設備の状況とか資産の状況を

まず事細かに調べ上げないと計画に着手できないんですね。我々その事業を古くからやっております。資料というのが紙ベースであったり、ないものもございます。これを全てコンピュータに載せなくてはいけないんですね。そうすると、紙ベースのものをコンピュータに載せる。ないものは現地へ行って調べる。そういう調査に実はかなり……

吉成委員 来年もやるんだっけ。

黄木水道課長補佐 来年も含めて調査する予定です。その調査が全部でき上がって、それをコンピュータに落として以降、今度そのシミュレーションなどをして計画に持っていくということになります。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、本当に膨大なデータが今現在でも関係資料がもちろんあるものと説明を受けたように、ないものは再度調査するということなんでしょうから、それらは委託でやるわけですね。その委託という人たちはこのアセットマネジメントに関してはもう間違いなくプロだということになるわけですか。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 実名を出してしまってよろしいですか。日本上下水道設計という、そういうものを専門にやっている会社をお願いしてございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 最後に、今後も当然計画が上がってきた中ではいろいろな議員からの質問が出るのかもしれないけれども、このアセットマネジメント計画が策定されることによって、これまでの計画、水道ビジョンがあって計画があったわけですけども、それで平成28年で漏水管とか石綿セメント管の更新工事とか、そういったものがひ

とまずは、実際にはその先までやらざるを得ないということにはなっていますけれども、それらの延長計画もそういった中に含まれていくということになるわけですか。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 そういうことになると思います。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 ということは最初に立てた計画からいけば、もっと細かな、もっと行き着く先、最終的に240キロの石綿セメント管の例えば布設がえ、そういったものがもう明確にこの時期には終わりますよというふうなこれまで以上に細部にわたったというか、余り大枠でじゃなくて、もうちょっと時期的にも明確なものの計画になっていくということなんでしょうか。そこまで言い切れないということですね、その顔は。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 そうですね。老朽管更新につきましては確かにそうしたいのはやまやまなんですけれども、今言ったアセットマネジメントはどちらかというと財政計画と施設の耐用年数とか、そういうもののバランスを見て平準化しようという計画です。老朽管につきましては、実はもうやれるところはやってしまっているんです。やりにくいところだけが残っていて、それも先々もし使わなくなれば、もうやめてしまってもいいわというところが残っているんで、そういうことで、財政課だと、こういう計画とはまた別個の判断も加味される必要があるんで、一概にリンクするというのはちょっとこの場では申し上げられないのが現実でございます。すみません、ちょっと変な言い方で。

吉成委員 はい、わかりました。了解です。

眞壁委員長 ほかがございますか。

副委員長。

松田副委員長 ちょっと今のアセットマネジメントなんですけれども、やっていただいている会社なんですけれども、それは多分平成16年か何かに厚生労働省がアセットマネジメントの水道の基準を決めて、多分マニュアルつくってあると思うんですけれども、それに基づいたやり方でその業者というのはやっているんですか。大体どこの市町村でもそれに基づいてやっていると思うんですけれども。あるんです、マニュアルが。200ページ、300ページぐらいのもの。

眞壁委員長 課長補佐。

黄木水道課長補佐 その指針に沿って作業をやっているということです。

松田副委員長 わかりました。いいです。

眞壁委員長 ほかがございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ほかにないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第9号については原案のとおり

認定すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 その他に入ります。

その他で何かございますか。

執行部。

須藤上水道部長 じゃ、きょうお配りしたものに
つきまして次回からはなるべく早く配れるように
していきたいと思えますんで、大変失礼いたしま
した。

眞壁委員長 委員さんのほうからは。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 よろしいですか。

その他ないようですので、水道課の審査を終了
いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたしま
す。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

眞壁委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課の審査

眞壁委員長 それでは、下水道課の審査に入りま
す。

議案第50号の上程、説明、質

疑、討論、採決

眞壁委員長 今回、下水道課関係の付託案件はご
ざいませんで、これより予算審査特別委員会
(第四分科会)に切りかえて審査を行います。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補
正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長 (議案第50号について説
明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思えます。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決をいたします。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補
正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第50号については原案のとおり
可決すべきものと決しました。

議案第54号の上程、説明、質

疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第54号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長（議案第54号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からのご質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第54号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第54号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号の上程、説明、質

疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第55号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長（議案第55号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、1点だけ。今回のこの南赤田の修繕費が先ほど課長の説明からいくと、供用が平成8年にスタートということで、老朽化が進んでいるというお話があって、今回修繕料ということで、この413万1,000円計上されているわけですけども、ということは、今後ほかの機器に関しても更新が必要になってくるということになるのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいま委員のほうから質問がございましたですけども、南赤田地区の浄化センター、それから農業集落排水の事業では東部にももう一つの施設がございます。これらにつきましては、東部のほうが新しいわけですが、基本的に電気機器とか機械類、そういったものは一定の耐用年数というものがございますので、表面上異常がなくても突然故障してしまうというようなことが考えられます。今回補正をお願い

たしましたけれども、私どもの下水道課のほうでは農業集落排水のほかに一般の公共下水道の水処理センターも管理しているわけでございます。そういったものに比較しまして、まだこちらのほうは新しくしたものですから、今までこういう大きい修繕というものがなかったわけですね。ですので、今回以降、来年度以降の場合によってはこういう機器の更新が出てくるかもしれません。現状としましては、維持管理の中で異常は見つかってはおりませんが、この部分については異常が出てきてしまったということで今回補正を計上させていただいたものでございます。よって、今後計画的に修繕するような形になってまいろうかと思いますが、当面下水道のほうの修繕というか計画、そちらを今優先している状況でございまして、なかなかこちらのほうに手が回らないというのが現状でございます。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。南赤田に関しては9年から、東部は16年なので、東部に関しては大分年数的にはまだ新しいので、そちらの修繕等はまだまだ発生しないんだとは思いますが、了解しました。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第55号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 議案第55号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

眞壁委員長 続きまして、決算審査特別委員会(第四分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長 (認定第1号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、1点だけ伺います。衛生費148ページ、浄化槽設置に関する補助ということで、今、課長さんのほうから説明いただいたわけですが、この中で市単独事業として今年5基設置をしているわけですが、この地域はどの辺に当たるのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 こちらのほうにつきましては、本来基本的には補助事業ということで、浄化槽の区域は下水道の区域以外のところでの適用になるわけですが、下水道の整備区域の中にありまして、どうしても補助金を整備のほうはまだまだこの先5年とか6年とか、そういう長い期間待ってもらわなくては進まないというところがございます。そういったところに割り当てたものがございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 一応それはわかっているんですけども、黒磯地区とか西那須地区のこの辺とかというのはどうなのでしょう。ばらばらなのでしょう。眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまの質問でございますが、申しわけございません。ちょっと手元では具体的な位置は承知してございません。申しわけございません。

吉成委員 あとちょっと気になるのは、計画区域に入っていて、なかなか下水道が来ないということでこの市単独でやっている。これは今までもやってきたわけですけども、希望としては今回5基ということなんですけれども、希望は実はもっと多かったとか、希望どおり5件しかなかったの、5件採択して予算執行したということなのでしょう。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 希望ということでの質問でございますが、こちらは今までも希望があったものについて全て採択というか補助を適用してございます。予算枠としましてはもう少し枠が用意してございましたので、希望があったところについて全て対応しております。

以上です。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 よろしいですか。

ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号の上程、説明、質疑、
討論、採決

眞壁委員長 次に、認定第5号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長 (認定第5号について説明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 366ページ、雑入で先ほど課長の説明をいただいたんですが、東電に対する賠償の件なんですけれども、前年度は150万ぐらいの雑入として入ってきていたわけなんですけれども、説明によれば25年度分が26年度決算で当然入ってくるというような説明だったんですけれども、実際にはどのぐらいの請求額になったんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 請求額としまして、実際に入った額ということで申し上げたいわけなんです、こちらは.....

吉成委員 わかりました。意味はわかりました。

久利生下水道課長 4,437万962円でございます。こちらのほうが4月30日に入金となっております。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これに関しては、どういうものに対しての約4,400万の補償、賠償になるんでしょう。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 内容としましては、大きいものでは汚泥の処理費ということで、私どものほうでは通常時であれば民間のほうの処理のほうに任せるところなんです、それができないということで、資源化工場のほうにその分を多く搬出することになります。資源化工場のほうも単価のほうも上がっているところから、大部分が汚泥処理費のほうの増加、処理費の増加という金額になります。

もう一つは、汚泥の線量の測定ということで、

そちらのほうが約27万円ほどが含まれているものでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 もちろん8,000ベクレル超えているわけじゃないから指定廃棄物ではないわけなんですけれども、その線量測定で現在はどのぐらいの数値を示しているんでしょう。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 最新のものでまいりますと、黒磯水処理センターのもので230ベクレル、それと塩原から出るもので40ベクレルという数値になってございます。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 日量なんですか、月量なのかわかりませんが、量的にはどのぐらいの汚泥でしょうか。汚泥の量。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 こちらのほうにつきましては、汚泥としまして月当たり約100.....じゃ、全体としまして言いかえさえていただきたいと思います。全体としまして、年間黒磯では1,550 t程度、塩原のほうでは215 t程度出ているものでございます。

吉成委員 年間ですね。

久利生下水道課長 はい。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、次に、373ページ、それと、この二、三日前にいただいた那須塩原市の下水道、これは373ページの下水道整備状況のここでは汚水ということで載っているんですけれども、これより細かく、このページでいくと17ページになりますかね。ここで17ページの普及率及び水洗化率

ということで地区別に細かく載っていますよね。ここに整備率というのが出せないんですか。この地区は今このぐらい認可区域に対して設置されていますよという、そういったパーセントというのは出てこないんでしょうか。ちょっとそれを出なければあれなんですがお聞きしたいんですけれども。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまの質問でございますが、各地区での整備率ということかと思えます。こちらの中では申しわけございませんが、現在今手元に資料ございませんけれども、同じ資料の9ページの中にはこの細かい地区ではございませんが、黒磯地区、塩原地区の単独公共、それから、東那須野、西那須野、塩原、板室、アカバヤシ特環等々ございますが、この中で番号でまいりますと、という欄があるかと思えます。でございますね。そこに水洗化率というようなことが書いてございまして、それとあわせて中盤のほうに整備面積と。そして12番のところ整備率という欄があるかと思えます。ここで大枠になりますけれども、数字が載っているものでございますので、先ほどの地区がこの9ページの中のところに入るかというのをごらんいただいた中で、全体として捉えていただければと思っております。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません、9ページのほうを見てなかったのわかりました。ただ、データとしては17ページぐらいのこの区間が区割りでの数値もあるということなんですよね。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 手元にございませんが、ございます。

吉成委員 了解です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 もう1点。同じページで373で、長寿命化に対しての基礎調査業務を750万からかけて行ったわけですね。これらについての結果というんですか、そういったものはどのようなデータが出たんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 このデータということでの質問でございますけれども、基本的に管渠の部分にかかるものでございますが、データを見ますと、経年劣化、それから硫化水素等による劣化、こういったものが実際にデータとしてあらわれてございます。写真データですね。そのようなことから……失礼しました。

吉成委員 ここに書いてあるのは基礎調査表なんですね。

久利生下水道課長 大変失礼しました。あくまでもこれはデータ収集だけでございますので、まだ結果としてはまとまって……

室井下水道課長補佐 昨年度データ収集という形で全地区の管渠を年度別と会計別調査しまして、そちらを基礎調査という形で昨年度やりまして、今年度についてそれを詳細に計画していくという。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 調査の方法としてはカメラを入れて調べるとか、そういった形をとったわけですよね。データ量というのはどんなデータ量なんですか。これだけの金額ということは相当のデータ量になるんですけれども。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 基本的に管渠の路線ごとということになりますので、先ほどちょっと触れましたが、カメラのデータ、それから、それに対して

の一定の今度は判定を求めていくものでござい
ますから、分析等が加わっていくものでござい
ますので、データ数としてはかなり多いものと認識し
ております。

吉成委員 はい、了解です。

眞壁委員長 ほかございますか。

副委員長。

松田副委員長 カメラ関係、下水道の関係のカメ
ラを検査できる会社というのはこの那須塩原市で
は何件ぐらいあるんですか。何業者か。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいま業者の数ということ
でご質問ございましたが、那須塩原市内というこ
とになりますと、支店も含めてでございますが、
数はそう多くございまして、4社でございます。

松田副委員長 はい、わかりました。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いましたが、異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決をいたします。

認定第5号 平成25年度那須塩原市下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定については、原案のと
おり認定すべきものとするに異議ございませ
ぬ

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第5号については原案のとおり
認定すべきものと決しました。

認定第6号の上程、説明、質疑、
討論、採決

眞壁委員長 次に、認定第6号 平成25年度那須
塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長 (認定第6号について説
明。)

眞壁委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたしま
す。どうでしょう。

吉成委員。

吉成委員 379ページの受益者分担金というこ
ろで課長の説明の中で、平成25年度で言えば31戸
接続したところがふえたというご説明をいただ
いたわけですね。これは南赤田、それから東部合
わせてということによろしいんですね。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 この件数につきましては、南
赤田が15戸、東部が16戸、合わせて31戸とい
うことでございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 これもいただいている那須塩原の下水
道の29ページに事業概要等が載っていますので、
これを見ればわかるんですけども、それぞれ事
業の地域としては7集落別になっているわけだ

が、単純にあの地域を見たときに、宅地造成が結構進んできているのかなという気がするんですね。当初のこの計画、面積で言えば南赤田のほうが85ha、それから東部のほうが70haということで、それぞれ加入戸数というのも期待されているわけですが、これらについては今の農集の能力からいくと、その対象戸数をふやすとか、そういったことは難しいということなんでしょうか。かなり何か宅地化が進んできているような気はするんです。そこはどういうふうに考えて。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいま議員のご質問では、それぞれの地区において宅地化が進んでいるのだけれども、能力と申しますか、受け入れ体制はどうかという趣旨で捉えております。その件につきましては、ここの農業集落排水につきましては、本来地元の方がもともと農業集落排水事業に参加いたしますというような形で手を挙げた方がこの事業を展開しているわけでございます。

一方、ただいまの質問にありましたように、管渠が入っている沿線での開発が確かに進んでございます。したがって、こちらを管理する立場といたしましては、目の前に管渠が通っている部分、これについて接続できないかという問い合わせに対して、全部全てだめだということについても公共水域の保全という観点からは好ましくない。一方ではもともと参加する人数が決まっておりますので、能力も限界がございます。そのために現在ではそういう開発関係のものについて、まず受け付けの段階で管渠に能力があるかどうか。そういったものを審査した中で、余裕があるうちは受け入れましょう。全て加入がもとの参加した方が全てつないでいるかというと、まだつないでおられない方もいらっしゃいます。そういった方の分を残しておかなければなりませんので、その

あたりを精査しながら対応しているところでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 南赤田に関しては先ほどの説明でもあったように、やはり平成9年から供用開始していますので、もうここを見ても数字が出ているように、残り少ないわけですね。当初の加入戸数からいくとですね。そろそろもう限界かなという気はするんですが、東部に関して言うと、まだ20%ぐらいの余裕があるわけですね、加入者に対して。そこでは特にあの地区のほうが新しい分譲地ができてきている気がするんですけれども、その辺の最終的に加入戸数と新規で入ってくる部分とのバランス、どういうふうに進んでいってまいりますか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまそのバランスという観点でのご質問でございますけれども、委員ご心配のように、現段階でかなり南赤田92.5%、東部のほうが79.6%ということで、余裕のほうがかつた状況でございます。そういう中でまだ未加入の方がいらっしゃいますので、まずその人たちを優先的に水洗化の普及をいたしまして、その確認を得ながら、一方では開発のほうを受け入れるという体制でございますので、非常に先ほども申し上げましたが、バランスというか余裕率の中での検討でございますので、判断は非常に微妙なところに今来ているのが現状でございます。したがって、今後も審査の段階ではなるべく地元の方優先というような観点で、開発のほうについてはいずれかの時点では必ず制限がまいりますので、やみくもに受け入れるということは差し控えたい。その辺を見きわめながらの状況で判断をしていくことになるかというところ

で、明確な回答ではございませんが、注意しながら扱っていきたいというところでございます。

以上でございます。

吉成委員 了解しました。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

認定第6号 平成25年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

眞壁委員長 その他に入ります。

その他で何かございますか。

執行部。

〔「特にありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 委員さんのほうは。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 以上で上下水道部の審査が終了となります。

上下水道部の審査を終了したいと思います。

大変お疲れさまでございました。

休憩 午後 零時35分

再開 午後 零時40分

眞壁委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

眞壁委員長 それでは、その他に入ります。

事務局から連絡があります。

（事務局説明）

眞壁委員長 ほか皆様のほうから何かありませんか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 それでは、本定例会における委員会の議事日程は全て終了をいたしました。

本委員会の審査報告書につきましては、本職が作成しまして、議長に提出をいたしますので、ご一任をいただきたいと思います。

閉会の宣告

眞壁委員長 これをもちまして建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 零時42分